

広報

B E T S U K A I

別海

笑顔あふれる
豊かな実感のまち
べっかい

思い出がいっぱい

新たな旅立ちのとき。
大切な仲間たちへ歌を贈り、
3年間過ごした学び舎から
それぞれの道へ歩み出す。

(3月13日 中春別中学校卒業証書授与式)

2014(平成26年)

4

No.606

編集／別海町役場
総務部総合政策課まちづくり推進担当
〒086-0205
北海道野付郡別海町別海常盤町280番地
電話 0153-75-2111 FAX 75-0371
別海町ホームページ <http://betsukai.jp>
E-mail sougouseisaku@betsukai.jp



「平成26年度」の「町行政執行方針」「教育行政執行方針」をお知らせします

平成26年度 別海町行政執行方針

別海町長 水沼 猛



I はじめに

私は、平成23年4月に町民の皆さまから2期目の町政運営を託されました。

それからの約3年間、就任当初と変わらぬ思いで、町民の皆さまの声に耳を傾け、様々な施策を展開しながらまちづくりに取り組んでまいりました。

1期目から通算して7年間、町民並びに議員の皆さまに賜りましたご理解とご協力に心から感謝申し上げます。

さて、国内経済の状況に目を向けますと、「アベノミクス」による金融緩和や機動的財政出動、また、消費税率引上げに備えた駆け込み需要などにより、内閣府の月例基調判

断において、景気は緩やかに回復しており、先行きも回復基調が続くとされています。

しかし、本町をはじめとした地方では、未だ景気回復感に乏しいのが現状であり、今後のTPP交渉の行方や消費税率引上げ後の反動が、地方経済に対してどのような影響をもたらすのかも危惧されるところです。

加えて、本町が財源を大きく依存する地方交付税は、特別加算の見直しなどにより、今後その姿を正確に見定めることが困難な状況にあります。

このように、地方を取巻く環境は、国の政策や世界経済の影響を受けながら容易に変化を繰り返しますが、私たちは、この波に翻弄されることなく、堅実に歩みを進めていかなくてはなりません。

私は、第6次別海町総合計画後期5か年のスタートに当たり、「別海町中小企業振興行動指針」の基本施策推進に努め、雇用や所得の向上が図られるよう各種事業を展開してまいります。

また、平成25年度に策定し

た「別海町協働基本指針」に基づき、「情報共有」と「住民参加と協働」を更に推し進め、身の丈に合った健全な財政運営を実践しながら、住民福祉の一層の向上が成されるよう、2期目のまとめとなる平成26年度の行政執行に、職員と一丸になって取り組んでまいります。

II 第6次別海町総合計画の推進

平成21年度に策定した「第6次別海町総合計画」は、町の将来像を掲げ、その実現に向けた計画的行政運営を進めていく「まちづくり」の指針ですが、計画を策定して5年が経過することから、平成25年度に前期5か年における成果や課題を整理し、パブリックコメントやまちづくり懇談会等により、多くの町民の皆さまからご意見を頂戴した上で、後期5か年に向けた基本計画の見直しを行ってまいりました。

平成26年度は、計画折り返しの初年度であるとともに、第6次実施計画の実践年度として、より一層の計画推進を図り、平成30年度が最終目標年度であることを十分認識しながら、更なる歩みを進めていく所存です。

公共施設の老朽化や空き屋、空き店舗及び事業所の廃止・移転等により空洞化が進

む別海市街地については、今後人もにぎわい、憩い、集う、いわゆる本町の中心市街地としての再構築を図るため、現在第6次総合計画の見直しと合わせ「別海町市街地活性化計画（別海地区）」の策定に取り組んでおり、各種学習会の実施など、具体的に町民の皆さまの参加機会等も設定しながら検討を進めていくところです。

町民の皆さまにとって、今後も住みよく次代に誇れる町であり続けるため、これまでの計画見直しを通して浮彫りとなった課題を整理して、選択と集中の観点からより良い手法を模索しながら、計画期間後期5か年の活力あるまちづくりを目指し、積極的に取り組みを進めます。

III 主な施策の執行方針

1 活力ある産業のまち

◆農業の振興

平成26年度における酪農・畜産政策は、加工原料乳数量の引下げとなりますが、補給金に加えて実施される関連対策や、本年度から補給金の交付対象にチーズ向けが追加されたことで、単価は25年度に比べると25銭高い、13円25銭になります。

補給金の値上げは、配合飼料価格の高騰が止まらず、生

産「スト上昇などで、酪農経営が厳しさを増す現状を反映したものとも伺えますが、価格対策だけでは、酪農家の減少に歯止めがかかっていないことから、自給飼料拡充などさまざまな経営安定対策を駆使し生産基盤を強化していかねければなりません。

環太平洋経済連携協定（TPP）については、町内の基幹産業に多大な影響を及ぼすものであり、政府は、「重要5品目等の聖域が確保できないと判断した場合は脱退も辞さないものとする」とした、先の国会決議等を断固として遵守すべきです。

今後町民の皆さま、そして関係団体とともに政府の対応を引き続き注視してまいります。

別海町は、日本一の酪農の町として、自然環境との調和を基本に据えて国民の食料を確保し、供給責任を果たす使命があります。ここ数年は、河川へのふん尿や廃棄乳の流出事故に端を発して、環境問題がクローズアップされています。

酪農・畜産業と漁業の共存共栄を目指し、未来の子ども達に誇れる産業として繁栄させるために、関係する条例や規則等を整備した上、農業者はもとより一次産業に係わる関係者及び関係団体が一体となった環境行政を進めます。農業振興にとって、担い手

の確保は最重要課題の一つであり、「酪農研修牧場」を核として、夫婦研修に単身者研修を加え、新規就農と法人経営等へのサポート支援を行います。

とりわけ、多額の資金を必要とする新規就農者には、補助事業等による助成事業を基本としながら、後継者対策を含めた総合的な担い手対策の推進に引き続き全力で取り組みます。

農業施設建設や草地更新などの生産基盤整備事業、及び農村環境整備事業等の確保と推進に努め、酪農ヘルパー・コントラクター・TMRセクターなどに対しては、指導関係機関との密接な連携による支援を行います。

◆林業の振興

豊かな森林は、安全で安心な農作物や水産物にとつて欠かせない「水」を育む源であり、森林を計画的に整備・保全することが、酪農と漁業を守る上で最も重要なことです。森林の持つ多面的な機能を維持増進していくためには、町有林の適正な管理を図るとともに、私有林についても森林整備に対する意識啓発を行いながら、除間伐や造林などの取り組みが進むよう積極的に支援します。

地域材の活用については、北海道とも連携し、公共施設はもとより民間施設や農業施設

設等の木造及び木質化促進を図り、地産地消を推進します。

近年、河川環境に対する意識が高まり、多くの皆さんが植樹祭等に参加され、各種団体にも河川周辺への植樹運動に取り組んでいただいております。

こうした地道な活動を支え、河川周辺の森林を維持していくため、町有林の一部を「水辺林」として指定しましたが、今後は、私有林についても、地域の皆さまの環境保全に対する意識の高揚を図りながら、水辺林として範囲拡大が成されるよう努めます。

◆水産業の振興

不漁が続いていた秋サケ漁は、昨年、来遊予報を大きく上回る漁獲量となりました。主要魚種の一つであるホタテ漁についても、当初計画を上回る水揚量となりましたが、燃油や資材等の価格高騰による操業コストの上昇など、漁家経営は、依然として厳しい状況が続いています。

水産業は、本町経済の一翼を担う重要な基幹産業であり、早くから増養殖事業に取り組み、「つくり育てる漁業」の推進と資源管理型漁業の確立で、比較的安定した資源を確保してきました。

近年は、水産物の供給基地として新鮮な魚貝類の安定供給が求められていることから、「HACCP」の概念に

基づいた衛生管理型漁港の整備や、地域ブランドの品質向上に努め、地場の特性を生かした地産地消の推進や魚食普及など、内需拡大に向けた取り組みを支援します。

◆観光の振興

本町を訪れる観光客数は、東日本大震災時の影響から回復の傾向にありますが、増加するには至っていない現状です。

観光の振興は、地域経済にも大きく影響することから、観光消費額の増加が期待できる滞在型観光を推進するため、誘客対策をはじめとする事業を展開し、更なる「食観光」の充実と「体験観光」資源の基盤強化に取り組みます。

教育旅行誘致などの観光振興策は、広域的な観光資源の活用が有効であることから、近隣市町との協力体制を築き、より一層の推進を図ります。

◆商工業の振興

景気は、全国的に見ると回復傾向にあるものの、地方にはその効果が届いておらず、依然として厳しい経済環境下にあります。

このため、経営基盤安定のための利子補給・保証料補助事業や新規開業者及び経営拡大に対する支援対策、商店街活性化対策、地元業者への受注機会確保対策等を引き続き

実施していきます。

向学心の向上及び勤労観の醸成を図り、広い視野を持った地域経済の担い手育成のため、地元高校生を対象とした大学視察等の事業を行います。

◆雇用・勤労者対策

中小企業者の雇用確保と高校生の就職支援を目的として、企業マップの作成や中小企業者と高校生の懇談会を実施します。

平成8年から実施してきました、「冬期失業対策除雪作業」については、冬期失業者の減少や除雪作業を担ってきた組織の高齢化などにより、失業対策を目的とした事業としては、平成25年度で終了することになりましたが、男女共同参画社会の形成の促進や労働者の通年雇用対策などについては、引き続き関係機関と連携して取り組んでまいります。

2 自然と共生するまち

◆環境・エネルギー先進自治体の形成

エゾシカによる被害は、根室管内はもとより全道的にも深刻な問題で、本町においても、農林業被害の増加や観光資源への影響、また、越冬地化も進みつつあることから、住民生活にも支障を及ぼす事態となっています。

エゾシカ被害を軽減し、交通事故等を無くするために

も、継続的な駆除対策が必要であり、広域的な駆除の実施に向けて国や北海道とも連携しながら、個体数の適正化に努めます。

環境保全や地域温暖化防止に資するため、平成25年度を計画最終年次として平成21年度から実施してきた、住宅用太陽光発電システム補助事業は、既に目標値を達成しましたが、地域のニーズを見極めながら、継続実施することとしました。

本町は、昨年6月11日、農水省をはじめ国の1府6省連携による「バイオマス産業都市」に、全国8地区の内の一つとして認定を受けました。

バイオマス産業を軸とした、環境にやさしく災害に強いまちづくりを目指すため、町内に建設されるバイオガスパラント事業に対しては、関係する農業協同組合とともに支援と協力をしてまいります。

国営環境保全型かんがい排水事業は、平成19年度に完了した「別海地区」、平成27年度完了予定の「別海南部地区」「別海西部地区」に続き、平成24年度から新たに「別海北部地区」が採択され、平成42年度までの19年間にわたる事業として実施され、町全体の環境保全に資することとなりました。

引き続き、基幹産業である農業と漁業が共存できる環境づくりを実践するためにも、

関係機関に対し要請を行いながら、事業の推進と早期完了を目指します。

◆ごみ処理等循環型社会の形成

従来の廃棄物の3Rである発生抑制（リデュース）・再利用（リユース）・再生利用（リサイクル）に、新たに、レジ袋や過剰包装等の拒絶（リフューズ）を加えた4R運動を推進します。

本年度は、10リットルサイズ的一般ごみ袋を導入し、ごみの適正処理と減量化に取組むとともに、塵芥収集車を更新するなど、安定したごみ収集体制等の確保に努めます。

3 健やかに暮らせる福祉のまち

◆健康づくりの推進

すべての町民が心身ともに健康で、いきいきと元気に暮らしていくためには、若い世代から健康に関心を持ち、健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりを支援する必要があります。

昨年策定した、「健康ベツかい21（第2次計画）」に基づき、生活習慣病の一次予防に重点を置いた取り組みとして、引き続き特定健診をはじめ各種健診等を実施し、予防や早期発見・早期治療に向け、医療費の抑制にもつながる効果的な保健指導を行います。本町では、肥満傾向児の出現率が全道・全国に比べ高率

であることから、胎児期から成人に至る各世代に応じて、関係機関と連携して保健指導や栄養指導を積極的に行うとともに、定期や任意の各種予防接種が適切に行われるよう、医療機関と連携しながら接種体制を確保し、疾病や感染症の予防に努めます。

からだの健康とともに重要なものが「こころ」の健康です。現代はストレス過多の社会

であり、人々が抱える心の問題が多様化し、誰もが「こころ」の健康を損なう可能性があります。

町民の「こころの悩み」に対応できるよう、引き続き「こころの健康相談」を実施します。

◆医療体制の充実

町民の皆さまが健康で安心な暮らしを続けるために、安定した地域医療の確保は重要な課題です。

全国的に医師及び医療スタッフ不足が続いていますが、今年2月に常勤の小児科医師が着任したことにより、内科医4名、老健施設長を含む外科医3名、小児科医1名、産婦人科医1名の常勤医と、非常勤の精神科・心療内科医1名及び西春別駅前診療所、尾岱沼診療所に各1名の嘱託医師を確保して医療体制を整えてきました。今後引き続き奨学金や再

任用制度の活用や、各医師確保推進機関等との連携を積極的にを行い、安定的な人材確保に努めるとともに、長年にわたりご支援をいただいている札幌医科大学との連携を更に深めることで、地域医療の充実を図っていきます。

また、近隣市町拠点病院との広域連携、患者搬送体制の強化を図りつつ、医療・保健・福祉が連携した予防医療の推進に努めます。

特に重症救急患者への対応として、平成21年10月から運用が始まったドクターヘリについては、年間40件以上の救急患者を搬送しており、地域医療には欠かせない存在になっていることから、今後とも安定した運航体制を確保していきます。

札幌医科大学との教育連携事業により、これまで成果を上げてきた「学生の地域密着型チーム医療実習」の受け入れや、町民を対象とした公開講座の開催、医療及び行政との協働による地域医療のあり方の検討、及び病院が身近に感じられる仕組みづくりの構築等、多面的な地域医療連携事業を推進し、地域医療の充実を図ります。

◆子育て支援の充実

子どもは社会の希望であり、未来をつくる力であると言われています。

子どもの健やかな育ちと子

育てを支えることは、子ども一人ひとりや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手育成の基礎をなす重要な「未来への投資」であり、地域全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

このような考えのもと、本年度は、教育、保育及び地域子ども子育て支援事業の提供体制の確保や、業務の円滑な実施に関する計画として、「別海町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

また、老朽化が著しい「本別海へき地保育園」の改築に向けた実施設計に着手するなど、保育園等の計画的な整備に努めます。

◆障がい者支援の充実

現在、障がいのある人達に係わる総合的な計画として「別海町障がい者計画（第2期）」を策定し施策を展開しています。

本年度は、サービスの目標量の設定を含め、生活支援の実施計画的な位置づけとして「第4期障がい福祉計画」を策定します。

また、虐待防止や権利擁護に関する理解と認識を、より一層深めるための研修を行うなど、障がい者の尊厳を守り、自立と社会参加の促進に努めます。

◆高齢者施策の充実

平成24年度からの3か年計

画である「別海町高齢者保健福祉計画」及び「第5期介護保険事業計画」は、平成26年度で計画期間が満了となります。

このことから、介護保険制度改正の方向性との調和を図るとともに、介護保険料の見直しを含め、介護予防事業の充実と地域包括ケアシステムの構築を目指し、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるような新たな計画を策定します。

老人福祉施設である「ケアハウスみどり野」は、建設から15年が経過して計画的な整備が必要であることから、ボイラー設備や厨房機器の更新などを行います。

また、在宅生活を支援する「老人保健施設すこやか」の避難用通路を整備するとともに、通所リハビリについては、土曜日の営業を行い、支援を必要としている高齢者へのサービス体制の充実を図ります。

特別養護老人ホームと別海デイサービスセンターについては、本年2月に社会福祉法人ベツかい柏の実会と締結した「経営移譲に係る協定」に基づき、4月1日から民営化します。

施設の建替えは、法人が本年度に着手し、平成27年秋頃の完成を目指して進めることとなります。

法人に対しては、施設の建設に要する資金借入金の元利

償還費と、現施設での経営によって生じる損失金について、財政的支援を行うとともに、要請に基づき町職員を派遣するなど人的支援について検討します。

4 人を育てる学びのまち

◆社会教育の推進

子どもから高齢者まで、あらゆる世代の誰もがいつでも学べる社会教育の環境づくりを推進します。

「育てよう、別海町の『学びの木』」の発達課題を確認しながら生涯学習の振興を図ります。

町民の社会教育活動の拠点施設である、仮称「生涯学習センター」整備に向けた基本構想策定の具体的な取り組みを進めます。

◆学校教育の推進

次代の本町を担う人材の育成に向け、生き抜く力を育み、確かな学力を身につけることができる、信頼される学校づくりを進めます。

学力と学校力の向上に、創意と工夫を凝らした特色ある教育を実践するため、教育環境の向上に努めます。

中春別中学校、上西春別中学校の改築を進めるほか、既存施設の長寿命化などに取り組みます。

◆青少年の健全育成

子どもたちの健全な成長には、生活リズムの確立や基本

的な生活習慣の育成が重要であり、家庭、学校及び地域が一体となったメディアコントロールの推進を図ります。

◆地域文化の振興

芸術や文化は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、豊かな人生を送る上で大きな力となることから、積極的に参加・創造できる環境づくりを推進します。

貴重な国指定史跡である「旧奥行白駅通所」をはじめとして、別海町歴史文化遺産の保護と保全に努めます。

◆スポーツの振興

明るく豊かで活力に満ちた社会を形成するため、スポーツの振興を図ります。

新たに指定管理者による管理運営を開始する「総合スポーツセンター施設」については、移行期間として町職員を併置しながら、円滑な移行がされるよう支援を行います。

町民の誰もが、身近にスポーツに親しむことができる「町民皆スポーツ」の実現に、工夫改善しながら積極的に取り組むとともに、計画的なスポーツ施設の維持補修に努めます。

5 快適で安全なまち

◆住宅・宅地の整備

公営住宅は、老朽化による建替え事業を進めていますが、平成26年度は、上春別団

地公営住宅1棟4戸を建替えるとともに、西春別団地公営住宅についても、基本計画及び実施設計を行います。

別海町公営住宅等長寿命化計画に基づき、耐久性の向上や予防保全的な改善を図るため、新西春別駅前団地の給排水管及び断熱改修の実施設計を行います。

宅地整備は、海岸地区における津波や高潮対策への対応として、低地からの移転要望に対応できるよう、供給可能な適地の準備に取りかかるとともに、遊休町有地の利活用を検討します。

◆道路・交通網の整備

町道の整備は、町民生活や食料基地としての農水産物の安定輸送等、活力のある地域づくり、まちづくりを進めるうえで極めて重要です。

今後国策、制度を最大限に活用しながら、効率的に整備を進めるとともに、各地域からの強い要望に応え、臨時町道整備事業を継続して実施します。

橋梁の「長寿命化補修事業」による工事を、年次計画に従い平成26年度から実施するとともに、舗装道路の老朽化した路線も増加しつつあることから、利用者の安全と円滑な交通確保に努めるため、主な舗装道路の路面点検を実施し、補修・修繕計画を作成します。

◆水道の整備

安全な水道水を町民がいつでも安心して使用できるよう、水質管理、施設管理に重点を置き、安定供給に万全を期するとともに、水道ビジョンを策定して長期的な政策目標を定め、更なる企業経営の効率化と安定化に努めます。

水道施設の老朽化に対しては、国営事業なども活用し、継続的な改修整備により長寿命化を図ります。

◆下水道処理施設の整備

老朽化した終末処理場の長寿命化に取り組み、設備機器などの改築や更新事業を計画的に進め、維持管理経費の縮減を図るとともに、適正な管理による安定した汚水処理に努めます。

住宅建設が増えている未整備地区の管きよ整備を進めるとともに、合併浄化槽については、設置希望者の要望に応じて事業の推進を図り、今後とも、公衆衛生の向上と快適な生活環境の確保に向け、全町的な水洗化を進めます。

◆消防・救急体制の充実

頻発する自然災害や事故への対応に備え、消防体制の整備充実が求められています。

平成26年度は、消防団の拠点施設整備として、第3分団詰所及び車庫の改築工事に着手するほか、大型消防車両の更新や大規模災害対策資機材

の整備を進めるなど、体制強化を図ります。

自動体外式除細動器（AED）は、これまで公共施設を中心に配備を進めてきましたが、人命に係わる不測の事態に対応を強化するため、民間企業の協力を仰ぎながら、夜間営業する店舗への配備にも新たに組み込みます。



◆防災対策の推進

「災害に強いまちづくり」を推進するため、地域防災計画に基づき、災害時の被害を最小化する減災対策の拡充を図るとともに、更なる地域防災力の向上に努めます。

災害発生時における支援物資到達までの間の対応強化を図るため、町内各地区の避難所に指定されている施設の中から、中核的施設を対象に、食料や資機材等を計画的に配備します。

減災・防災に対する町民意識の高揚のため、自主防災組織や町内会等を対象とした防

災教育講習会の開催や、防災訓練の実施に対する支援を行い、地域の更なる減災・防災力の強化に取り組みます。

野付半島における防災対策として、漁業者や観光客を津波等の自然災害から守るため、平成27年度完成を目指して避難施設の基本設計及び実施設計に着手します。

本町の海岸線は、大部分が遠浅で、環境の変化に伴い浸食が進み、低気圧や高潮による冠水被害が発生するなど漁業活動に支障をきたしております。

加えて、浸食に伴う海岸線の後退により、自然環境の影響も懸念されることから、早急な海岸保全対策を実施するよう、引き続き国や北海道など関係機関に要請してまいります。

◆交通安全の推進

交通事故のない「安全・安心な社会」を作り上げることが、すべての町民共通の願いです。

経年変化等で認識度が低下した町道の区画線をはじめとし、交通安全施設の整備を計画的に進め、地域から要望のある信号機や規制標識等の設置については、必要性和優先度を確認しながら、所管する機関に対して設置要請を行います。

また、交通安全指導員や交通安全協会等の関係機関と連

携して、交通安全教育に取り組み、交通安全意識高揚を図るため啓発活動を強化します。

6 参画と協働でつくるまち

◆住民参加の町づくり

これまでも「第6次総合計画」や「自治基本条例」の精神のもと、「協働のまちづくり」を町政の中心に据え、「情報共有」や「町民参加」によるまちづくりの実践に向け取り組んでまいりました。

今後においても、町民の皆さんが真に知ることを求めている情報の把握に努め、まちづくりへの参加と実践の大きな機会である「公募型補助金制度」のより一層の推進など、的確な情報提供と参加機会の提供に心がけます。

◆北方領土対策の推進

我が国固有の領土である北方四島が、戦後68年経過した今日においてもロシアにより法的根拠のない占拠下におかれていることは、誠に遺憾です。

このような中、昨年4月に現総理大臣がロシアを10年ぶりに公式訪問し、平和条約交渉が再スタートしたところ、その後5度の首脳会談、そして外相会談や次官級協議が開催され、日露間における外交交渉は目に見えて活発化しています。

本町としても、関係機関と

連携しながら、領土返還の気運を一層高めるための啓発事業や北方四島交流事業の取り組みを継続して実施します。

尾岱沼の北方領土問題啓発施設「別海北方展望塔」を含む白鳥台一帯が、「道の駅おだい」として登録されてから、早くも3年が経過しようとしている中、近年は北方領土青少年等現地視察事業などが実施され、当地を訪れる全国の青少年等が増えています。

今後も返還運動の拠点の地としての啓発はもとより、野付湾や国後島を望む風光明媚な景勝地であることを含め、そのPRに努めてまいります。

◆時代に対応した自治体経営の推進

国は、経済成長につながる施策を果敢に実行するとともに、4月からの消費税率引き上げに際し、景気の下振れリスクに対応するための政策を展開しています。

この一つとして、経済の成長力底上げと好循環の実現を図ることで、持続的な経済成長につなげようと、平成26年度予算と併せ平成25年度補正予算を編成しています。

日本経済全体は、着実に上向きの傾向にある一方で、地域経済には、まだ景気回復の実感が十分浸透しておらず、さらに基幹産業である酪農・畜産を取巻く環境や漁業漁獲

高などに左右される町税は、近年若干増加の傾向にありますが、大きな伸びまでは見込めません。

地方交付税に大きく財源を依存する本町としては、国政の運営方針次第で今後も厳しい財政運営を余儀なくされることが予想されます。

厳しい経済情勢ではありますが、町民の皆さまが安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていくため、補助事業費の積極的な確保に向けて、管内又は道町村会などを通じて国に対する要請を継続します。

また、負担と公平の観点から、町税等の確保には、これまで同様積極的に取り組み、滞納の縮減に向けて厳正に対応するとともに、歳出の効率化や地方債の平準化と抑制など、中期的な財政健全化の取り組みを継続することで持続可能な財政運営に努めます。

入札制度については、公共工事の入札及び契約の適正化を基本とし、別海町中小企業振興基本条例に基づく地元企業の受注増大に努めつつ、更なる公契約の適正執行に向け、必要な改善を取入れ、公共工事の品質と公平さを確保することで、より良いものを調達する責任を果たします。

IV むすび

絶えず変化する社会と経済

情勢に対応していくため、第6次別海町総合計画は、平成25年度において基本計画の見直しを行い、平成26年度から後期5か年の実施計画をスタートさせます。

社会資本整備などハード面の充実に加え、子育てや高齢者福祉政策の充実が強く求められる中、行政が果たして行く役割は、益々増加することにも多種・多様化していくことは明らかです。

どのような状況下にあっても、先人たちの流した汗や労苦によって発展してきた私たちの「まち」を、住んできて良かった、これからも住み続けたいと感じていくことができる「まち」として、次世代を担う若者に責任を持って引き継いでいくことが、私たちの最大の責務です。

広大な緑の大地と、自然が育む幸を豊富にもたらす海、そして双方を結ぶ幾筋もの清流、この調和の取れた環境を守りながら、「情報提供と共有」、「住民参加と協働」を基本に、「笑顔あふれる豊かさ実感のまちづくり」を目指して更なる取り組みを進めてまいります。

町民の皆さまをはじめ、議員各位の変わらぬ御理解と御協力を心からお願ひ申し上げます。平成26年度の行政執行方針といたします。

教育行政執行方針

教育長 眞 籠 毅



I はじめに

昨年は、2020年のオリンピック開催地が東京に決まり国中が沸きました。

また、ソチで開催された冬季オリンピックでは、日本代表として出場した中学生・高校生といった若いアスリートが活躍し、メダル獲得や入賞の快挙に注目が集まりました。我が町においても、スポーツ部門では、全国中学校スケート大会で、中学校新記録を更新して優勝するといった快挙がありました。学問部門では、「科学の甲子園ジュニア大会」に出場した中学生が、数学・理科の難問を解いて全道優勝し、全国大会へ進出するすばらしい成績を収めました。

これらのことは、本人たちのためめ努力があつたことは言うまでもなく、町を挙げて、生涯スポーツの振興や創意工夫された学習指導の積み重ねにより、育まれてきたものと確信しています。

私たちの体には、広大な別海原野を苦勞を重ねて開拓し、町を發展させてきた先人たちの血が脈々と流れています。そして、私たちにはそれを次世代に引き継いでいく使命があります。

ふるさと別海町を愛し、豊かな人間性や生き抜く力を育む「人づくりの教育」は、別海町發展の礎となるものです。

II 教育行政執行の基本的な考え方

我が国の教育改革は、教育基本法の改正を基本に、国家の大事業として推進されています。

別海町教育委員会といたしましても、教育基本法の教育の目的である「人格の完成」を、教育行政の究極の目的としていきます。

そのための施策として、社会教育では、「町民一人一人が自らの人生を豊かにするた

めに学ぶとともに、人と人とのつながりの中でその学びを活かし、共生する地域づくりや町づくりにつながる創意ある社会教育活動」を推進します。

学校教育では、「次代の本町を担う人材の育成に向け、自立して社会で生活できる生きる力を育む信頼される学校づくりを進めながら、地域や学校の特性を活かし、特色ある教育活動の展開」に努めます。

本町の町づくりは、社会教育・学校教育の両輪を連動させ、まずは人づくりから始めることが基本であると捉えています。

III 主要施策の推進

1 生涯学習の振興

生涯学習の目的は人づくりであり、町民の一人一人が生涯にわたって自己実現を図ることができるよう、自ら学び、学習成果を活用・評価できるような時と場をつくっていくことが重要です。

そのために、本町の生涯学習推進の根幹となる「育てよう、別海町の『学びの木』」の乳幼児期から高齢期までの発達課題達成を目標にし、生活を通して身に付けた技術や知恵を次世代の担い手に還元する循環型の学習活動に取り

組んでいける環境づくりに努めます。

仮称「生涯学習センター」の建設については、「仮称」生涯学習センター建設基本構想策定委員会」において、議論が進められています。今後、様々な視点から検討を行い、本町の生涯学習の拠点でありひとづくり・まちづくりの核となる施設の建設を目指します。

平成24年秋から始めた乳幼児から図書に親しむ「ブックスタート」は、保護者にたいへん好評を博しています。言葉と心を育むためには、周囲の人から優しく語りかけてもらうことが大切だといわれています。乳幼児期は、こうした語りかけを通して、自分が愛されていることを感じ、言葉を介して心を通わせることを学びます。ブックスタートは、このようなかけがえのないひとときを、「絵本」を介して持つことを目的としています。

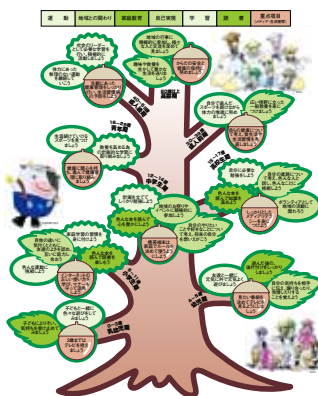
また、幼稚園や学校で保護者や地域のボランティアによる「読み聞かせ」活動が年々広がりを見せており、全地域で行われるよう支援します。

こうした読書に対する活動は、人を思いやる優しい心づくりや生きるための知

恵を持った優秀な人材を育成することにつながり、生涯学習の目的である「ひとづくり」を目指した大切な取り組みです。

生涯学習推進のための実践研究機関である「別海町生涯教育研究所」との連携を深め「学びの木」の発達課題を確認しながら生涯学習の振興を図ります。特に、子どもたちの健全な成長には、生活リズムの確立や基本的な生活習慣の育成が重要であり、平成19年度より、生活習慣改善プログラム「早寝、早起き、朝ごはん、テレビを止めて外遊び」を掲げて推進しておりますが、テレビや携帯、インターネットなど電子メディアに多くの時間が奪われているのが現状です。昨年8月には、全国の中学生のうち51万人がネット依存に陥っているとの報道もあり、本町の中学生にも一層気を配っていく必要があります。引き続き生涯教育研究所を中心にメディアコントロールを重点に施策を講じます。

育てよう 別海町「平成26年学びの木」



早寝早起き朝ごはん テレビを止めて外遊び
別海町教育委員会・別海町生涯教育研究所

2 学校教育の充実

「全国学力・学習状況調査」の結果、北海道は全国的に見て低位に在り、北海道教育委員会では、「平成26年度までに全国平均以上にする。」目標を掲げています。

本町の学力は、ほぼ全道平均に並ぶところまでできており、各教科によつては全国平均を大きく上回る学校もできています。学校において、それぞれ学力向上に向けて創意と工夫を凝らした取り組みを進めた効果が徐々に現われています。

平成26年度は、これまで行ってきた少人数指導・習熟度別指導・チームティーチング、巡回指導教員の派遣など、指導方法の工夫・改善の取り組みに加え、教員の資質・指導力の向上を図るため、教育先進地に教員を派遣し、調査・分析・研究を行い、別海の地域にあつた基礎学力の向上を目指すため「生き抜く力（質の高い学力・豊かな心・逞しい生活力）アッププロジェクト」を実施します。生き抜く力を育み、確かな学力を身につけさせることができる別海型の学校教育の構築を目指します。

また、平成25年度から別海中央小学校が「学校力向上に関する総合実践事業」の管内唯一の指定校として、中春別

小学校と上西春別小学校が近隣協力校として指定され、共同して包括的な学校改善のための実践を展開しています。

この事業は、「学校経営」「授業改善」「人材育成」を3つの柱に、今後の新たな学校の姿を研究する事業として注目を集めており、すべての教職員が新しい事業に真摯に取り組んでいます。これまでに増して、学校間連携や教師間交流が進んで徐々に効果が現われており、今後は町内全校にその成果が広がるよう努めていきます。

生徒指導面では、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、国を挙げていじめの防止対策が図られており、本町においても道徳教育の充実を含め、未然防止に努めると共に、法に定められた施策を実行していきます。また、不登校については、発件数は微増ながらも低年齢化などが懸念されており、今後も「心の教育」を推進し、教育相談の充実や臨床心理士の活用等、積極的な生徒指導の充実を図ります。

学校給食センターは、安心・安全な給食の提供はもとより、食育の拠点であるとの認識を持ち、食育基本法の理念を尊重し、「お弁当の日」など家庭教育とも連携を深めながら食育を推進しています。また、可能な限りの「地産地

消」を推進し、別海町の本物の味、とれたての味を子どもたちに体験させるべく努力します。

特別支援教育では、障がいのある幼児、児童、生徒一人一人の指導計画に基づき、幼稚園・小学校・中学校の連携を図り、障がいを持つ子ども一人一人の発達のニーズに応える教育を推進し、将来の社会参加や自立できるような施策を推進します。

幼児教育については、望ましい生活習慣や態度の育成のため、幼稚園と家庭・地域との連携をより一層深め、子育て支援の充実に努めます。今後は福祉部、保育所とも連携を深めながら、保・幼・小・中に高校も含め、発達のステージをつなぐ連携のとれた教育の実現を目指します。

学校施設等の整備については、耐震化を優先して行っており、改築が必要だった中春別中学校、上西春別中学校については、改築に取組んでいます。さらに、東日本大震災の教訓を踏まえ、普段の学校生活の中での安全確保を最重要点とし、学校教育活動と、災害時の避難所としての両面の機能を果たす必要があることから、非構造部材の耐震化を実施していきます。

このほか、平成26年度実施する施設整備の主なものには、「上春別小学校大規模改



修、「上春別中学校大規模改修」、「中学校トイレ洋式化」「教員住宅改修」などです。

3 社会教育の推進

社会教育は、人々の自由かつ主体的で多様な学び合いを中心とした自己形成の営みであることから、町民の学習活動を保障するための条件整備や環境醸成を図り、求めに応じた必要な支援をします。

町民の社会教育活動の拠点施設である公民館は、人と人とのつながりを大切にしながら、地域住民の多様な学習活動やいちばん身近な地域づくりの拠点としての役割を認識し、学習機会の提供に努めると共に、学習活動等の情報をホームページ等を通じ町民に発信します。

町内に8大学を設けてい

る「別海町平成寿大学」も13年目を迎え、たいへん好評を博しています。平成25年度は250名が在学し、医療講演会や法律の学習会等を実施しました。これからも、より高齢者の興味が湧く学習プログラムを検討し充実を図ります。また、各公民館で開設している0歳児から3歳児までの乳幼児と母親を対象とした「乳幼児母親家庭教育学級すくすく」は、参加者からとても喜ばれています。孤独になりがちで子育てに戸惑いと不安を抱えている若い母親たちが交流し、子育てについて学び合い、情報交換を行なえる貴重な場であることから、今後も重要な家庭教育事業として取り組むとともに、更なる参加者の増加に努めます。

さらに、地域の名人を講師に招聘した各種講座の開催すると共に地域のアーティストやまちづくりグループ、NPO団体の活動も積極的に支援します。

また、「第3次社会教育中期振興計画」は10年計画の6年目を迎え、5年間を総括し、時代の流れに即した新たな課題に対応すべく、後期アクションプログラムを策定しました。このプログラムに基づき、「人づくり」や「協働のまちづくり」の実践化に、積極的に取り組めます。

4 青少年の健全育成

少子高齢化や核家族化の進行、地域コミュニティの希薄に伴い、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、全国的に青少年をめぐる様々な問題が表面化しています。

子どもたちの健全な成長には、生活リズムの確立や基本的な生活習慣の育成が重要であり、生涯教育研究所と連携を図りながらメディアコントロールの推進を図ります。また、子ども会育成連絡協議会等の青少年健全育成団体を中核に、家庭・学校・地域が一体となった健全育成体制の整備を進めます。

国際化時代、交流時代に対応した人づくりや地域づくりに向け、友好都市である枚方市中学生との交流事業や海外派遣事業への支援などを進めます。

5 芸術・文化の振興

芸術・文化は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、豊かな人生を送る上での大きな力となり、21世紀の地域活性化の基盤となるものです。この考えに立って町内各地で活発な活動を展開している別海町文化連盟の各団体、サークルの自主的な活動を一層支援するとともに、多くの町民が文化ボランティアなどにより積極的に参加・創造できる環

境づくりに努めます。

文化財の保護・保存では、国指定史跡「旧奥行臼駅通所保存管理計画」を策定したことから、この計画に基づき保存管理と整備を進めます。特に駅通所駅舎は、老朽化が激しく早急に修理が必要であり、保存修理工事実施に向けた「駅通所保存修理基本設計」に取り組みます。

北海道指定天然記念物「西別湿原ヤチカンバ群落地」、昨年別海町指定有形文化財に指定した「旧柏野尋常小学校奉安殿」をはじめ、別海町歴史文化遺産も含めた町内の貴重な各種文化財の保護・保全に努めながら、教育的活用を推進します。

また、町内に89箇所確認されている埋蔵文化財包蔵地のうち、自然崩壊の恐れのある「床丹・チャシ跡」について、



記録保存のために発掘調査を行います。

郷土資料館では、町内の歴史・自然に関わる資料の収集、整備保管、調査研究を進め、「ふるさと講座」や「郷土学習出前講座」「出前移動展」などの教育普及活動を展開します。

旧美原小学校校舎は、図書館の蔵書庫や個人所蔵の貴重な保存文書庫として、旧豊原小学校校舎は、郷土資料館の分館として開拓の苦勞を偲ぶ農器具・民具等を収蔵展示し、資料の保存管理を進めます。

さらに、老朽化した郷土資料館の建替えに向けた基本構想作成に着手します。

6 スポーツの振興

明るく豊かで活力に満ちた社会を形成する上で、スポーツの振興は欠かすことができません。このために、町民誰もが身近にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指し、長年にわたって地域のスポーツ環境の整備に努めてきました。

大きな成果として、少年団活動、中学校・高等学校の部活動においては、ボランティア指導者の、心の養成に重点を置く熱心な指導により、毎年全道・全国大会において優秀な成績を上げています。

別海町パイロットマラソン大会は、フルマラソン1,2

99名、5キロマラソン513名、合計1,812名の選手が別海町の大平原を走りました。フルマラソンの選手は、道外から162名、還暦を過ぎた方が200名参加しました。町民の温かいご協力により、大きな感動と勇気を与えてくれるこの大会は、別海町の名を広め、マラソンブームもあつて全国的なイベントに成長しました。平成26年度は、さらに感動的な大会になるよう企画します。

本町子どもたちは、肥満が問題となっており、体力不足も顕著に現れています。生活習慣等様々な要因が考えられますが、改善策の一つとしては体を動かすことが好きな子どもを育てることです。夏休み・冬休みにプールやスケートリンクでスポーツ教室を実施し、スポーツ好きな子どもへの育成を図ります。今後も別海町の特性を生かしたスポーツを子どもたちに広めながら、体力の向上を目指し、工夫改善しながら今後も積極的に取り組めます。

平成26年度から、別海町総合スポーツセンターの管理運営は指定管理者が行い、従来取り組んでいた多くの事業は指定管理者が実施しますが、常に利用者や地域住民の目線に立ち、耳を傾け、施設機能を最大限に活用し、創意工夫ある積極的な事業展開を図る

よう、指導していきます。

平成26年度、社会体育施設整備の主なものは、「中西別スケートリンク部分補修」、「上風連簡易プールシート張替補修」、「尾岱沼温水プール屋上防水補修」などの補修工事です。

「町民皆スポーツ」を目指すうえで、施設は重要なポイントであり、今後も、可能な限りの補修を進め、施設の維持に努めます。

IV おわりに

これらの教育行政執行方針の具現化のためには、協働のまちづくりの精神のもと、全町民が一丸となって行動を起こさなければなりません。

町民一人一人が自らの人生を豊にするために学び、人と人のつながりの中でその学びを活かし、地域づくりやまちづくり推進に寄与されることを願って止みません。

別海町教育委員会としましては、学校・家庭・地域と密接な連携を図り、本町教育の振興発展に向けて、全力で取り組んでまいります。

平成25年度 まちづくり懇談会を開催しました

開催日・会場

- 1月30日(木) 19:00～
西春別地区 (西春別ふれあいセンター)
- 1月31日(金) 14:00～
尾岱沼地区 (尾岱沼地域センターきらくる)
- 1月31日(金) 19:00～
別海地区 (別海町役場)

平成25年度まちづくり懇談会では、「特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの建替えと経営移譲」、「第6次別海町総合計画の見直し」、「投票所（第4投票区・第17投票区）の閉める時間の繰上げ」について説明を行ったほか、参加された皆様からご意見・ご質問を多数いただきました。

説明内容

特別養護老人ホーム等の建替えと経営移譲について

●虐待事件の経過

再発防止の取り組みと改善状況について、昨年4月と5月に虐待の通報を受けた北海道が、施設職員の聞き取りなど調査を行いました。その結果、平成20年4月に男性従業員が利用者の顔を平手打ちした、平成24年11月と平成25年2月に女性従業員が足で利用者のくるぶし上方を内側から広げる行為によりあざをつくった、平成25年2月に女性従業員が利用者を前方に倒し、別の女性従業員がその利用者に馬乗りになったうえ、顔を複数回平手打ちし、前歯が取れた、という事件であることが明らかになりました。その後、北海道は7月3日に柏の実会へ法令違反を改善するよう勧告を行いました。

柏の実会は、勧告で求められた改善事項の措置を策定し、7月31日に北海道へ提出し、今年1月に全ての改善措置を実行したとの報告を受けております。

町は、7月24日と28日の2日間、特別養護老人ホーム入所者の家族の皆さんに、虐待事件の概要などについて、柏の実会と合同で説明を行い、出席い

懇談会での説明内容及び皆様からのご意見・ご質問要旨を報告いたします。
なお、本報告内容は、紙面の都合により一部抜粋したものとさせていただきます。
詳細は町ホームページにて会議録をご覧ください。

ただいた方に、柏の実会への経営移譲についてご理解をいただいております。

●事件後の町や柏の実会の対応

町は、昨年6月に「経営移譲の条件」として、安心して預けられる施設運営が行われる法人となり、利用者や保護者をはじめ、地域から信頼が得られるように改善すること」を要請しました。内容は、移譲先法人が信頼回復のため執るべき行動として、大きな項目で改善を要請したものです。1点目は、「入所者が安心して施設サービスを受けられるようにするためを行うこと」、2点目は、「事故検証による事故の原因とその改善策及びその効果」、3点目は、「第三者を含めた虐待防止委員会の設置」、4点目は、「法人組織体制の見直しと処分」です。

柏の実会は、町からの要請と北海道からの勧告を受けて、第三者を含めた「虐待防止委員会と事故防止委員会」合同による事故の検証を行い、事故の要因となる対応困難時の支援方法のマニュアル化、個別支援計画による適切な支援の実施、役職員に対する人権擁護の意識向上のための研修、虐待に係った職員と施設管理者の処分を行っております。また、施設運営の要となる学園長や支援部長に経験豊富な人材を新たに配置し、法人運営に理事が管理監督者として参画し、法令遵守委員会の設置や顧問弁護士を配置するなど、

再発防止と信頼回復に向け取り組みを進めており、その改善状況は、随時、報告を受けております。

●改善状況

町には、通所サービスを利用している保護者から、「保護者に対する言葉づかいなど対応がよくなり、迎えに行くとき必ず利用者の一日の様子を話してくれるようになった」という声などが届いています。また、保護者会の会長からは、保護者会が要望した改善事項は、全面的に受け止められ、積極的な取り組みがなされていることや保護者を含めた関係者の懇談会で、「利用者や保護者への対応が目に見えてよくなった」という意見が多く出ている、との報告がありました。

さらに、会長は虐待防止委員会と事故防止委員会の委員をされ、事件後の柏の実会の取り組みや実践から、「柏の実会は、生まれ変わった」と感じ取り、「保護者会からの信頼回復は図られている」とも話されております。

町の改善要請に対してスピード感を持って真摯に取り組み、職員の資質の向上や法人体制の見直しなども積極的に対応し、法令遵守を第一と捉えた支援が実践されており、保護者の信頼回復も進んでいる状況にあります。

●建替え後の利用者負担額

建替え後の新施設は、現行の数人が相部屋で生活する多床室型施設から全室個室のユニット型施設に変わることから、居住費が増額となり、利用者負担額は大きく増額となります。

生活保護受給者は増額となる居住費

に対する公的支援がないことから新施設への入所は原則できないこととなります。また、低所得者の負担額は約4割から2倍の範囲で増額となり、それ以外の入所者も約6割の負担増となります。

●利用者負担額の軽減施策

利用者負担の増額に伴い、2つの軽減制度の導入を計画しております。

1つ目は、「社会福祉法人による利用者軽減制度」として、生活保護受給者は、居住費の負担なしで入所が可能となり、低所得者は約4割から2倍の範囲で増額となる負担額を約2割から3割の増額に軽減するといった制度の導入を計画しております。

2つ目は、「町独自の激変緩和措置の創設」として、生活保護受給者を除く入所者に対し、当分の間、助成により増額となる負担額の緩和を行い、段階的に利用者負担額を引き上げる町独自の助成制度の創設を計画しております。

この2つの制度により、低所得者は約1割、それ以外の方は約2割の負担増に抑制する計画です。

なお、この「社会福祉法人による利用者負担軽減制度」は、法人が負担額を軽減する場合に限り制度化されるものですが、柏の実会から実施するとの報告を受けております。

●経営移譲と施設建替えスケジュール

今年2月、経営移譲と施設建替えに係る「基本協定」を柏の実会と締結し、4月1日に経営移譲を行い、柏の実会が特別養護老人ホームとデイサー

ビスの運営を開始します。

施設の建替えは、平成24年度のまちづくり懇談会で、平成26年度中に新施設を完成し供用開始すると説明しましたが、震災復興工事などで建設資材の不足を原因とした工事の遅れが数多く生じている状況から、北海道も本来1年度で完成させなければならぬ補助制度を、2年度での完成を認めることになりました。そのため、今年6月に工事を着工し、新施設での供用開始を平成27年10月へと計画変更しております。

第6次別海町総合計画の 見直しについて

町では、現在、平成21年3月の策定から5年が経過をする「第6次別海町総合計画基本計画」に係る中間見直し作業を進めております。

●総合計画とは

長期的なまちの将来像や目標、そして、それらを実現するための施策・事業を定めた、今後の自治体経営、地域経営を進めていくうえで最も基本となる計画であります。

●第6次別海町総合計画の期間

第6次総合計画は、計画期間を平成21年度から30年度までの10年間として、多くの町民の方々の参加をいただきながら、平成21年3月に策定いたしました。「笑顔あふれる豊かさ実感のまちづくり」を町の将来像として掲げ、全6章からなる本計画を本町のまちづくりの指針として、現在各施策の実現に向けて取り組んでいるところで

あります。

●見直しの必要性

町では、様々な施策・事業に取り組んできましたが、この計画期間中に生じる社会情勢や、町の財政状況の変化、また事業の進捗状況などの検証による新しい課題に対応するため、中間年度にあたる平成25年度において、必要な見直しを行うことを、策定時から予定していたものです。

第6次総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3部門により構成されていますが、中間年度における見直しの対象は、そのうちの「基本計画」の部分としております。

●見直し策定までの流れ

これまで町民を対象に実施した「まちづくりアンケート」の結果による意見や、役場庁内職員組織、町民組織である「町民検討委員会」で提案された意見等を検討課題とし、役場課長職で構成する「総合計画策定委員会」、次長・部長職で構成する「総合計画策定会議」において見直し計画の原案を策定してまいりました。

現在、2月7日を期限としたパブリックコメントの実施、町長の諮問機関である町内各団体からの代表者や識見者で構成する「総合計画策定審議会」において、計画原案に対する審議を行っているところであります。パブリックコメントで町民の皆さんからいただいたご意見は、この「策定審議会」にも報告をさせていただいたなかで、併せて審議いただくこととしております。その後、「策定審議会」から町長へ

の答申を経て、最終的に「見直し後の総合計画基本計画」策定に至ることになります。

●主な見直し内容

第6次総合計画では、まちづくりの基本となる6つの目標を定め、その基本目標に対し、具体的項目による振興策を掲げ施策を実施しておりますが、その項目ごとに「現状あるいは今後5年間で必要とされる事項」について見直しを行っています。

まず、基本目標1番目の「活力ある産業のまち」については、農業の振興に係わる事項では、本年度に認定を受けた「バイオマス産業都市」に係わる取り組みや、畜産環境対策として家畜排せつ物等に関する事業についての取り組みなどを新たに計画に盛り込み、商業の振興に係わる事項では、平成21年4月に制定された「中小企業振興基本条例」を受けて策定された「中小企業振興行動指針」等の記載を新たに加え、現状に合わせた見直しを行っております。

基本目標2番目の「自然と共生するまち」では、特に本町にとって、食害などの被害が大きな問題となっている、エゾシカの個体数の適正管理などについて、修正を加えています。

3番目の「健やかに暮らせる福祉のまち」では、平成24年10月に開設した新別海町立病院建設後の医療の今後の方向性や、特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの民営化などについて、新たに加えております。

4番目の「人を育てる学びのまち」

では、現状を踏まえた将来に対する施策の見直しとして、国による「子ども子育て支援関連3法」の成立を受けての、今後の町における幼保一体的な取り組み、また、町民体育館など社会体育施設の今後の管理運営について新たに盛り込んでおります。

5番目の「快適で安全なまち」では、「公営住宅等の長寿命化計画」や老朽化している橋梁の「長寿命化計画」に基づく今後の改修計画について、また、尾岱沼地区の消防団拠点施設である「第3分団詰所」の建替え計画や、今後予定をしている野付半島における災害時の一時避難施設の整備などについて、盛り込んでおります。

また、市街地の整備については、現在「別海町市街地活性化計画」について、別途策定作業を行っておりますが、今後この計画に係わる状況を、学習会やパブリックコメントの実施という形で、町民の皆さんにお示していく予定としており、こちらもよりしくお願いしたいと思います。

6番目の「参画と協働でつくるまち」では、平成23年4月に施行した「別海町自治基本条例」に関する内容を盛り込み、まちづくりに対する住民参画の機会の拡充などについて、その重要性を改めて記述をしているものであります。

●今後の予定

総合計画策定審議会からの町長への答申後、町議会への経過報告等を経て、平成25年度中に「総合計画見直し計画」を策定し、平成26年度4月中に

は計画書として冊子を作成、完了の運びとしております。



投票所を閉める 時間の繰上げについて

現在、各選挙において、町内に設置している20箇所の投票所のうち16箇所は投票所を閉める時間を繰上げ、その他4箇所（東公民館、中央公民館、中央児童館、西春別ふれあいセンター）

は、時間を繰上げず午後8時までの投票時間としています。しかし、平成27年4月に実施される北海道知事・議員選挙から、投票時間を繰上げていない投票所のうち、東公民館（第4投票区）と西春別ふれあいセンター（第17投票区）の投票所を閉める時間を1時間繰上げる検討をしています。

現在の投票時間については、当町の20箇所の投票所のうち、午後6時で投票所を閉めている投票所は10箇所、午後7時で投票所を閉めている投票所は6箇所、残りの4箇所は最終の午後8時までとしており、尾岱沼市街地とその周辺地域を含む第4投票区の投票所、西春別駅前市街地とその周辺地域を含む第17投票区の投票所を閉める時間は午後8時としております。

選挙管理委員会の考え方として、各選挙で、投票所の投票管理者は、投票所を閉じた後に開票所である別海町町民体育館へ投票箱を届けますが、東公民館（第4投票区）と西春別ふれあいセンター（第17投票区）は、投票所を閉じる時間を繰上げていないため、開票所の到着が、他の投票所より遅くなっています。

投票管理者の開票所への到着が早くなれば、開票の開始・確定時間も早くなり、有権者の皆さんへの開票結果のお知らせが早くなります。また、開票作業の経費が削減できることから、東公民館と西春別ふれあいセンターの投票所を閉める時間を1時間繰上げたいと考えております。

なお、投票時間の繰上げにより、東

公民館と西春別ふれあいセンターの投票時間は、「午前7時～午後8時」が「午前7時～午後7時」になります。

今後の予定ですが、平成26年2月に、該当町内会・連合町内会へ文書により周知を行い、その後、平成26年5月には、別海町、町内会長等会議で説明を行う予定としております。平成26年12月には、別海町選挙管理委員会にて投票所を閉める時間の繰上げを決定し、平成27年2月、広報別海2月号での周知、平成27年3月の選挙広報（広報別海3月号折込）による周知を行う予定です。そして、平成27年4月には、北海道知事・議会議員選挙の実施となる予定としています。

最後になりましたが、本日出席されていない方のために、本年2月に町内会を通じて説明資料を回覧させていただきます。ご意見等がある場合は、別海町選挙管理委員会までご連絡くださいますよう、よろしくお願いします。

※ホームページにて公開している会議録は、役場総合政策課で閲覧が可能です。また、希望者には送付しますので、お気軽にご連絡ください。

■問合せ／総務部総合政策課
まちづくり推進担当

（内線2061・5・2221・6）

ご意見・ご質問の内容

※紙面の関係上、全てのご意見・ご質問等を掲載できないため、一部抜粋とさせていただきます。ご了承願います。

行政報告3項目に関すること

特別養護老人ホーム及びデイサービスセンターの建替えと経営移譲に関すること

Q福祉に従事する側の対策や人員の確保が必要ではないでしょうか。(西春別)

A介護する職員の待遇等については、全国的にも大変課題となっており、職員が不足している状況にあります。町では、「介護員初任者研修制度」について、社会福祉協議会、あるいは柏の実会にも参画していただき、2月から講座を開き、地元の介護に携わる職員の確保に努めていきたいと考えています。

Q新しい施設では居住費が倍増し大変では。利用者負担軽減制度とはどのようなものなのでしょうか。(西春別・別海)

Aユニット型になるにあたり利用者負担額は1.4～2倍になりますが、法人が運営する場合、その法人が軽減を行うことで、利用者の負担をかなり軽減することができます。

この利用者負担軽減制度は、法人が負担する分を国と道と町村で負担するもので、「柏の実会」が運営する法人になった場合、その制度を入れることができ、町のままではできません。柏の実会では経営移譲するにあたり、これを制度化します。

Q介護現場職員にも、入所者にも、なるべくストレスを溜めさせないように、聞いてあげられる体制が必要に思います。(別海)

A現在、町が委嘱する相談員が、年に数回町内の施設を訪問して利用者及びその家族から意見を聞いたり相談に応じたりする「相談員制度」を検討しています。

第6次別海町総合計画の見直しに関すること

Qパブリックコメントでは、提出した意見はどう取り扱われるのか。町民から上がった意見が一方通行にならないように配慮が必要ではないでしょうか。(別海)

Aお寄せいただいた意見については、現在、町ホームページ上や広報紙などで、ご意見の概要を公表しています。意見により何かが変わったといった部分を説明をしている状況にはないので、かみ砕いてお知らせできるかどうか等、今後の検討課題とさせていただきます。

投票所の閉める時間の繰上げに関すること

※投票所の閉める時間の繰上げに関することに対するご意見・ご質問はありませんでした。

町政全般に関すること

【エゾシカ駆除について】

Qエゾシカの駆除は期間が限定されていますが、通年にできないのでしょうか。(西春別)

A一部そのような問合せをいただいておりますが、農家の方の牧草収穫作業等の関係も含めて協議し、検討していかなければならないと考えています。

Q野付半島は野鳥や渡り鳥がたくさんいるのに、狩猟期は見られない状況が続いています。改善できないのでしょうか。(尾岱沼)

Aバードウォッチング等の観光客が増えていると聞いています。今シーズンは、罠い罠でシカを捕獲することにしておりますが、状況を調べ、検討させていただきたいと思います。

【畜産環境条例について】

Q酪農産業の発展につながるのか疑問があります。環境問題は町民全体の問題なのに、農家に集中した内容ではないでしょうか。(西春別)

A家畜排せつ物を適正に処理し、環境に悪影響が出ないようにするため制定するもので、将来にわたって、本町の農業と漁業が共存共栄していけることを目的としています。漁業者の皆さんとも協力しながら、ひとり一人が環境について、もう少し気を遣っていただくことを主旨としています。

【バイオマス産業都市の認定について】

Q町にとってどんな利点があるのですか。(西春別)

A本町のバイオマスタウン構想に基づき、メタン発酵技術による大規模バイオガスプラント事業を軸として、今まで処分されてきた水産系、食品系を含む総合的なバイオマス利活用により、再生可能なエネルギーの創出、河川や地下水の水質改善等への貢献を図っていききたいということで進めております。

Q農家にとってプラスになるのでしょうか。(西春別)

A利用する酪農家の方にとって、これからの酪農経営にメリットがあるよう、どう最大限の状況へ持っていくか最後の詰めを行っています。

Qふん尿が受入必要量に足りない場合、ペナルティを科すという話を聞きました。事実でしょうか。(西春別)

Aペナルティを科すということではなく、酪農家の方も農協も町も一緒になって原料確保に取り組みましょうということです。

Q研修牧場のバイオガスプラントは、いらなかったのでは。(西春別)

A研修牧場のプラントはスラリーを発酵させており、ここで処理できないものも新たなプラントでは処理が可能であり、運んで処理することも検討しています。

【農地について】

Q荒廃した農地が散見されますが、農地保全についてどう考えていますか。(西春別)

A農家戸数の減少が問題となっており、戸数が減少すると遊休農地が出てこざるを得ない状況となります。これ以上農業者が減らないようにするためにどうしたら良いか、真剣に考えることが農地保全につながると考えています。

【避難施設について】

Q野付半島の避難施設はいつ計画されるのですか。(尾岱沼)

Aこれまでも第6次別海町総合計画の後期で実施を予定しており、なるべく早い時期に、施設の実施計画を含む避難計画の全面的な計画を立てながら進めていきたいと考えています。

【海岸線の侵食について】

Q野付半島の海岸線侵食が激しく、去年は海水に洗われ断水になったことがありました。また、作業場が無くなってきており、今の道路を裏の方にあげられないでしょうか。(尾岱沼)

A今後、消波堤を先行し、次に迂回路を計画するような内容で振興局と協議を進めています。

Q過去には大地震で野付半島先端部分が完全に越波した実例があり、いつ起きるかわからない災害に対し、灯台より先端部の道路を完成してもらえないでしょうか。(尾岱沼)

A通行に支障のないよう、新年度中に測量や高さ調整をし補修していきたいと考えています。

Q各年度の事業拡大をし、なるべく早く事業を進めるよう努めてください。(尾岱沼)

A現在、北海道でも財源の問題などから一挙に進まない状況にありますが、もっとスピードを速め海岸保全対策を講じてもらえるよう強く要請してまいります。

Q茨散地域は海岸が侵食され国道から2～3mくらいになっており、波が道路を越えたら民家は間違いなく被害を受けます。ブロックを入れるなど対応いただけないでしょうか。(尾岱沼)

A海岸保全は都道府県知事が工事を実施するため、町としては状況を詳しく確認し、強く道へ要望してまいりたいと思います。

【道路について】

Q尾岱沼市街地裏通りは、どんな方向で計画されているのでしょうか。(尾岱沼)

A道路が現状では無いため、どのように道路を建設していくのか町内会等と連絡を密にし進めていきたいと思っています。



【高齢者施設について】

Q尾岱沼は高齢者が多くっており、「遊海」という比較的健康な高齢者が集まる場所がありますが、デイサービスセンター的な施設を建設してもらえないでしょうか。(尾岱沼)

A地域の要望が出てくれば、将来的に、例えば他のいろいろな施設と合わせて多機能的な施設を整備するといったことも考えられ、今後の必要性について検討させていただきたいと思います。

(意見) 複合的な建物をという考えがあるのならば、ぜひ「子どもの施設」ということも一緒に考えていただければと思います。

【別海地区の市街地について】

Qあまりにも空洞化しすぎており、何とかしなければならぬのでは。(別海)

Aただいま、「別海町市街地活性化計画(別海地区)」の策定に向けた検討をしております。

【生徒の進学について】

Q各家庭の経済状況で子どもの進路が限定されてしまわないよう対策が必要ではないでしょうか。(別海)

A教育委員会では奨学資金の貸付を行っています。また、医療奨学生には最近増額をし、将来的に地元に戻ってきてもらえることを期待しています。

長寿90歳 おめでとう

※承諾された方のみ写真及び
氏名を掲載しています

町内在住で90歳を迎える方を祝う「別海町長寿賞」が、大森美津子さん（大正13年2月15日・尾岱沼）、櫻井キエさん（大正13年3月3日・中西別）、船崎定吉さん（大正13年3月10日・西春別駅前）、臼杵萬さん（大正13年3月15日・別海）、高橋ちよのさん（大正13年3月15日・別海）、田村三和子さん（大正13年3月15日・別海）、高井ミエさん（大正13年3月19日・豊原）、庄司驍さん（大正13年3月20日・西春別）、西藤義行さん（大正13年3月24日・西春別）に贈られました。



大森美津子さん
(尾岱沼)



船崎 定吉さん
(西春別駅前)



臼杵 萬さん
(別海)



高橋ちよのさん
(別海)



田村三和子さん
(別海)



高井 ミエさん
(豊原)



庄司 驍さん
(西春別)



西藤 義行さん
(西春別)

誕生会訪問（真咲よう子演歌ミニコンサート）

2/21

清翠園 行事の誕生会に名古屋出身の演歌歌手「真咲よう子」さんが来園してくださいました。素晴らしい歌声に入居者の皆さんはとても感動し、中には涙を流されている方もおり、ミニコンサートは大盛況でした。



叙勲受章 栄誉を祝して

2/10

昭和55年から30年以上にわたって保護司を務め、地域の更生保護に尽力されました森田利行さんが瑞宝双光章を受章されました。

叙勲受章を祝して、町長から記念品を贈呈しました。



全道かるた大会で野付小・中チームがそろって優勝！

2/23

第17回北海道子どもかるた大会が札幌市で行われ、根室管内代表として別海町から小学生の部で1チーム、中学生の部で1チームが出場し、どちらも優勝という素晴らしい成績を残しました。



大会終了後、選手のみなさんが教育長を訪問し結果報告を行い、教育長からは選手の健闘を称え、労いの言葉がかけられました。

- 小学生の部（32チーム参加）優勝 竜神の翔
(富崎脩斗・加藤皇臣・井上侑大・奥田莉々加・高浪 凜)
- 中学生の部（32チーム参加）優勝 竜神の翼
(富崎翔太・濱松勇也・佐藤大和・尾形航輝・加藤留美奈)

森田利行氏の喜びのお言葉

地域にはもっと活躍している方がいらっしゃるのに、私がこのような章をいただき、恐縮に感じております。

罪を犯した若者が社会復帰できたのは、地域の方々が偏見の目を持たず、更生と就労に協力してくれたお陰です。私は、彼らの橋渡ししかしておりません。

この章は、これまで協力し支えてくださった地域の方々を代表していただいたものだと思っています。

【森田氏の主な功績】

昭和55年11月～現在 保護司
平成19年 2月～現在 標津地区保護司会副会長
平成16年 9月 法務大臣表彰受賞

鈴木和子氏 北海道教育実践表彰受賞

2/28

平成25年度北海道教育実践表彰伝達式が別海町役場で行われ、中西別幼稚園主任教諭の鈴木和子氏が北海道教育実践表彰を受賞されました。

鈴木氏は、永年にわたり、幼稚園教諭として子育て支援の取り組みの推進や教職員の保育の実践力を高める研修の充実など後進の育成に努めてきました。また、親子で取り組む行事の企画運営や園便りなどの家庭に向けた保育実践の公開、幼児期の教育相談の実施など、家庭や地域と連携した教育活動の充実に努め、その実践が高く評価され今回の受賞となりました。



工藤信芳氏が根室管内教育実践表彰受賞

2/26

平成25年度根室管内教育実践表彰伝達式が別海町役場で行われ、民謡・三味線の指導者である工藤信芳氏が根室管内教育実践表彰を受賞されました。

工藤氏は昭和51年以来、三味線・民謡の指導者として町内のみならず、管内各地においても文化団体の育成・支援に努めてこられました。また「根室管内民謡のつどい」等においても指導者・演奏者として中心的に携わり、鑑賞機会の充実や地域の芸術文化の振興に大きく貢献されています。

こうした永年にわたる優れた教育実践活動が高く評価され、今回の受賞となりました。



「相談室る一ぷ」が開設しました

3/1



障がいをもつ方が施設や作業所を利用する際のサービス計画の作成や提案、入所施設や病院から地域に移る際の支援などを行う「相談室る一ぷ」（カフェオーク別海宮舞町256番地建物内）が開設されました。

「相談室る一ぷ」では、障がいに係わる様々な相談に相談支援専門員が応じますので、お気軽にご相談ください。（利用料の自己負担はありません。）

<設置主体> 社会福祉法人 ベつかい柏の実会

<開設時間> 月～金 午前9時～午後5時（祝日、年末年始等は除く）
※上記時間外も電話にて受付

<電話・FAX> 0153-74-8117

<E-mail> loop-soudan@poem.ocn.ne.jp

寄付をいただきました

3/3

佐藤晃さん（別海町床丹）から寄付をいただきました。町政執行のための貴重な財源として有効に活用させていただきます。

第8回牛乳パッケージイメージデザインコンクール

別海町消費者協会が、牛乳の消費拡大の一環として町内の小学生を対象に行っている牛乳パッケージイメージデザインコンクールに、今年度は291点の応募が寄せられました。審査の結果、次の6名の作品が入賞しました。

表彰式は協会役員が各学校を訪問して行い、別海町観光協会公式キャラクターの「別海りょうウシくん」もお祝いにかけつけ、表彰式後は児童と交流を深めていました。



【1年生】伊井 瑞貴（別海中央小）



【2年生】高橋 来明（別海中央小）



【3年生】武田 彩葉（野付小）



【4年生】廣保 いいな（上西春別小）



【5年生】林 つくし（上春別小）



【6年生】小島 風太（上春別小）

春の全国交通安全運動

4月6日(日)～15日(火)の10日間にわたり、春の全国交通安全運動が4つの重点項目を挙げて展開されます。

重点項目

1. 子どもと高齢者の交通事故防止
2. 自転車の安全利用の推進（特に、自転車安全利用五則の周知徹底）
3. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用
4. 飲酒運転の根絶

また、交通事故死ゼロを目指す日として
4月10日(木)が設定されています。

防災交通課から

【自転車安全利用五則とは】

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進は禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用

雪解けも進み、自転車による通勤・通学の時期も近づいて来ました。自転車安全利用五則をしっかりと理解し、安全・安心のまちづくりを目指しましょう。

問合せ／防災交通担当（内線2116・2117）

総合政策課から

べつかい協働のまちづくり補助金

受付期間 平成26年4月1日(火)から

町では、より良いまちを目指し活動する団体を支援することを目的に「べつかい協働のまちづくり補助金(公募型・一般型)」を設けています。詳しい内容については、町ホームページ、役場、各支所・連絡事務所、社会教育施設等に設置された募集要項をご覧ください。なお、一部応募期間が限られているものがありますので、ご注意ください。

対象となる事業の確認や不明な点等があれば、担当までお早めにご相談ください。

問合せ／まちづくり推進担当（内線2216）

財政課から

中春別ふれあいセンター(旧福祉館)が完成しました

昨年7月から改築工事を進めてきた中春別福祉館が本年1月に完成し、2月から利用を開始しました。

本施設は、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業に関する補助金を受け建設しております。なお、施設の完成に伴い、「中春別ふれあいセンター」と名称を変更し、住所が中春別東町50番地となりました。

問合せ／契約管財担当（内線2314・2315）

税関係の各種証明書の申請について

税務課から

代理人の場合は「委任状」が必要となります

新年度となり、税に関する各種証明書が必要となるが多くなると思われますが、各種証明書の交付申請は、本人申請が原則であり「本人確認」が必要となります。（運転免許証、保険証などをご持参ください。）

また、代理人が申請する場合には、「委任状」が必要であり、委任状と代理人の本人確認ができるものをご持参ください。（委任状様式は、役場税務課、各支所にあり、町ホームページからダウンロードすることも可能です。）本人確認及び委任の事実が確認できない場合、証明書を交付できないこともありますので、ご注意ください。

なお、平成26年度（平成25年分）町・道民税の所得・課税証明の交付時期は次のとおりです。

- 納付書または口座振替により納付する方 } 6月13日頃（納税通知書を発送した日以降）
- 年金からの引き落としにより納める方 }
- 給料からの引き落としにより納める方 } 5月9日頃（特別徴収税額の通知書を発送した日以降）

問合せ／課税担当（内線1111～1114）

<委任状の記載例>

私は、別海花子(昭和 年 月 日生)
【代理人氏名、生年月日】に△△△証明書
(所得証明書などの)交付申請・受領につ
いての権限を委任します。

平成 年 月 日

委 任 者
住 所 野付郡別海町〇〇 番地
氏 名 別 海 太 郎 印
生年月日 年 月 日生

4月20日から4月30日まで 春の火災予防運動を実施します!!

春は空気が乾燥するうえ、風が強く、火災が発生しやすくなります。

近年、別海町では、これからの時期においてごみ焼きなどの野外焼却中に、まわりの草などに燃え広がり、火災になるケースが見受けられます。ごみ焼きは法律で禁止されており、違反者には5年以下の懲役または1,000万円（法人3億円）以下の罰金刑に処される場合があります。

火災予防対策をしっかりと行い、大切な命と財産を火災から守りましょう！

住宅の防火点検を実施します!

火災予防の一環として、運動期間中に消防団員が一般住宅（農家地区）の防火点検を実施します。これは、住宅の煙突やホームタンクなどが安全に設置されているか点検するものです。不審に思われた場合、消防団員は団員証を携帯していますので、団員証の提示を求めるか消防署まで問い合わせてください。

また、家畜伝染病予防のため使用車両に消毒を行った後、点検を実施いたします。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

問合せ／別海消防署 予防課 TEL75-2200

平成26年度危険物取扱者・消防設備士試験日程表

◎危険物取扱者試験

試験日		受験願書の受付期間		試験の種類	試験地 (近隣市町村のみ掲載)
		書面申請	電子申請		
第1回	6月1日(日)	4月17日(木)～4月24日(木)	4月14日(月)～4月21日(月)	甲種 乙種(第1～6類) 丙種	釧路市 他6市
				乙種(第1～6類) 丙種	根室市 他11市町
				甲種 乙種(第1～6類) 丙種	釧路市 他6市
第2回	8月31日(日)	7月22日(火)～7月29日(火)	7月19日(土)～7月26日(土)	甲種 乙種(第1～6類) 丙種	釧路市 他6市
				甲種 乙種(第1～6類) 丙種	釧路市 他6市
				乙種(第1～6類) 丙種	中標津町 他12市町
第3回	11月16日(日)	10月6日(月)～10月14日(火)	10月3日(金)～10月11日(土)	甲種 乙種(第1～6類) 丙種	釧路市 他6市
				甲種 乙種(第1～6類) 丙種	釧路市 他6市
				乙種(第1～6類) 丙種	中標津町 他12市町
第4回	平成27年 2月1日(日)	平成26年 12月12日(金)～12月19日(金)	平成26年 12月9日(火)～12月16日(火)	甲種 乙種(第1～6類) 丙種	釧路市 他6市
				甲種 乙種(第1～6類) 丙種	釧路市 他6市
				乙種(第1～6類) 丙種	中標津町 他12市町
第5回	平成27年 3月22日(日)	平成27年 2月16日(月)～2月23日(月)	平成27年 2月13日(金)～2月20日(金)	甲種 乙種(第1～6類) 丙種	釧路市 他6市
				甲種 乙種(第1～6類) 丙種	釧路市 他6市
				乙種(第4類) 丙種	札幌市

◎消防設備士試験

試験日		受験願書の受付期間		試験の種類	試験地 (近隣市町村のみ掲載)
		書面申請	電子申請		
第1回	6月1日(日)	4月17日(木)～4月24日(木)	4月14日(月)～4月21日(月)	甲種(第1～5類) 乙種(第1～7類)	釧路市 他6市
				甲種(特類)	札幌市
				甲種(第1～5類) 乙種(第1～7類)	釧路市 他6市
第2回	8月31日(日)	7月22日(火)～7月29日(火)	7月19日(土)～7月26日(土)	甲種(第1～5類) 乙種(第1～7類)	釧路市 他6市
				乙種(第1～7類) 甲種(第1～5類)	釧路市 他6市
				甲種(第1～5類) 乙種(第1～7類)	釧路市 他6市
第3回	11月16日(日)	10月6日(月)～10月14日(火)	10月3日(金)～10月11日(土)	甲種(第1～5類) 乙種(第1～7類)	釧路市 他6市
				甲種(第1～5類) 乙種(第1～7類)	釧路市 他6市
				乙種(第1～7類) 甲種(第1～5類)	釧路市 他6市
第4回	平成27年 2月1日(日)	平成26年 12月12日(金)～12月19日(金)	平成26年 12月9日(火)～12月16日(火)	甲種(第1～5類) 乙種(第1～7類)	釧路市 他6市
				甲種(第1～5類) 乙種(第1～7類)	釧路市 他6市
				乙種(第1～7類) 甲種(第1～5類)	釧路市 他6市

※書面申請のほか、振込手数料のかからないインターネットからの受験申請（電子申請）がご利用でき、24時間いつでも申し込みが可能です。（詳しくは消防試験研究センターのホームページをご覧ください。）

※受験願書及び問合せ先／別海消防署 予防課 TEL75-2200

し尿と家庭廃水のくみ取りのお知らせ

平成26年度のし尿と家庭廃水のくみ取りが始まります。くみ取りが必要な方は、くみ取り月の前月20日までに町民課、各支所・連絡事務所または渡邊清掃株式会社（電話75-2861 フリーダイヤル0120-57-9310）までお申込みください。※携帯電話からはフリーダイヤルにつながりません。

また、申込みにあたっては、町民課、各支所・連絡事務所配布している「し尿と家庭廃水のくみ取り予定表」を参考にしてください。

5月のくみ取り地区は別海、本別海、走古丹、中春別、豊原、美原、尾岱沼、床丹となります。まだ申込みをされていない方は4月20日までにお申込みください。

*証紙がないとくみ取りできません。事前に必ず別海町収入証紙（し尿処理専用）を用意してください。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）

飼犬の登録忘れていませんか？

生後91日以上の子犬の飼い主は、犬を取得した日から30日以内に、町民課に犬の登録を申請し、交付された鑑札を犬に付けておかねばなりません。

鑑札には登録した自治体と、犬の固有番号が表記されており、犬が全国のどこで保護されても飼い主がわかるようになっています。犬には必ず鑑札をつけるとともに引越などの際には犬の登録事項変更届も忘れず提出してください。

登録手数料は1匹3,000円です。

なお、一度登録すれば、犬の所在地が変わっても登録手数料は不要です。

■犬の登録はしていても飼犬が死んだときに死亡の届出を忘れていませんか？

死亡届が提出されないと登録が抹消できず「集合注射の案内」などの送付が継続します。死亡届も忘れずに提出しましょう。

●「うちの犬は室内犬だから大丈夫。」などと安易に考えてはいけません。

違反した場合は『狂犬病予防法』により**20万円以下の罰金または科料に処せられます**。注意しましょう。

平成26年度 野犬掃討のお知らせ

町では狂犬病の予防と町民・家畜への被害防止のため、「狂犬病予防法」及び「別海町畜犬及び野犬掃討条例」に基づき野犬掃討を行います。

畜犬をけい留せずに飼育することは野犬掃討用務の妨げとなるだけでなく、新たな野犬発生の原因となります。畜犬のけい留の徹底をお願いいたします。

※『別海町畜犬取締及び野犬掃討条例』では、けい留を離れた犬は飼犬であっても人または家畜の被害防止のために緊急を要する場合には掃討できると定めています。愛犬を守るためにもけい留の徹底をお願いいたします。

問合せ／町民生活担当(内線1213)

国保だより 第80号

今回は広報で

国保から制度改革のお知らせです

* 70歳以上75歳未満の方の自己負担割合が変わります！

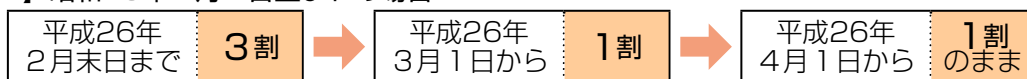
◎昭和19年4月1日以前生まれの方

平成26年4月から負担割合が2割になる予定でしたが、**1割**のまま据え置かれます。

◎昭和19年4月2日以降生まれの方

70歳の誕生日の翌月（1日生まれの方はその月）から**2割**となります。

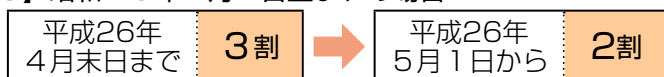
【例1】昭和19年2月2日生まれの場合



【例2】昭和19年4月1日生まれの場合



【例3】昭和19年4月2日生まれの場合



※現役並み所得者の方は自己負担が3割のままで変更はありません。

※後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害があると認定された方は除きます。

* 70歳以上75歳未満・負担区分「一般」の方（高齢受給者証に「1割」と記載されている住民税課税世帯の方）の自己負担限度額が据え置かれました！

平成26年4月から、負担区分が「一般」の方は1カ月の医療費が高額になったときの自己負担限度額が引き上げられる予定でしたが、引き続き据え置かれることになりました。

	平成26年3月まで	平成26年4月から
一 般		
外 来 (個人単位)	12,000円	24,600円 12,000円
外来+入院 (世帯単位)	44,400円	62,100円 44,400円

※低所得者（住民税非課税世帯）の方、現役並み所得者の方の自己負担限度額は変わりません。

問合せ／国民健康保険担当（内線1215～1217）



福祉牛乳の 支給申請について

町内に住所を有し居住している次の方を
対象に福祉牛乳を支給します。受給を希望さ
れる方は福祉課または最寄りの支所・連絡事務所で申請し
てください。(現在受給している方は申請手続き不要)

■対象者

- ①高齢者：満70歳以上の方
※緩和措置として、平成26年度は満68歳以上が対象と
なります。
- ②妊産婦
ア. 妊婦：妊娠6カ月に入った月初めから出産した日まで
イ. 産婦：出産した日の翌日から1年間
- ③幼 児：満1歳になった日から義務教育開始前の3月末
まで
- ④身体障がい者(児)：3級以上の手帳所持者
- ⑤療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者
- ⑥生活保護世帯：生活保護廃止となった月の末日まで
- ⑦ひとり親世帯：母親または父親と義務教育終了前の児童

福祉入浴券 申請受付について



町内に住所を有し居住
している次の方を対象に
福祉入浴券を交付しま
す。交付を希望される方
は、福祉課または最寄
りの支所・連絡事務所に申

請してください。

年間助成枚数：1人6枚(10月以降に申
請された方は3枚となります。)

■対象者

- ①満65歳以上の高齢者
- ②身体障害者手帳1～3級の所持者
- ③療育手帳所持者
- ④精神障害者保健福祉手帳所持者

問合せ／社会・障がい福祉担当(内線1312)

児童扶養手当等の 額の改定に ついて



問合せ／
社会・障がい福祉担当(内線1312)
児童福祉担当(内線1314)

下記の手当については、消費者物価指数の変動に応じて額を改定し
ておりますが、特例法により額を据え置いていました。特例法の段階
的な解消により4月1日から変更になりますのでお知らせします。

	平成25年度まで	平成26年度から
児 童 扶 養 手 当	41,140円	41,020円
特別児童扶養手当	(1級) 50,050円 (2級) 33,330円	(1級) 49,900円 (2級) 33,230円
特別障害者手当	26,080円	26,000円
障害児福祉手当	14,180円	14,140円

地域包括支援センターから

いきいき元気あっぷ 健康体操教室日程

高齢となっても健康寿命を延ばし地域でいきいきとし
た生活が送れることを目標として月1回、運動指導や健
康維持に関する教室を開いています。

9:45 ～ 11:30	中央公民館	東公民館	西春別 ふれあい センター
4月	10日(木)	15日(火)	22日(火)
5月	8日(木)	13日(火)	20日(火)

参加 対象者

- ①65歳以上の方。体力、気力の低下が気になる方。
- ②健康寿命を延ばす活動をしてみたい方(64歳以下でも可)。
- ③参加費無料
※介護認定を受けていない方が対象となります。
※新規で参加希望の方は地域包括支援センターまで申込
みください。
※健康チェックは行いませんので、体調に不安のある方
は事前に主治医への確認をお願いいたします。

※会場の都合や天候により予定を変更することがあります。

地域包括支援センターは高齢者の介護や生活の困りごとの総合相談窓口です

■問合せ先／TEL0153-79-5500(直通) 別海町役場1階福祉部内

「別海町畜産環境に関する条例」を制定しました

町では、近年発生した家畜ふん尿の河川への流出など、漁業に悪影響を及ぼしかねない畜産関係の事故等を踏まえ、「別海町畜産環境に関する条例」を制定しました。

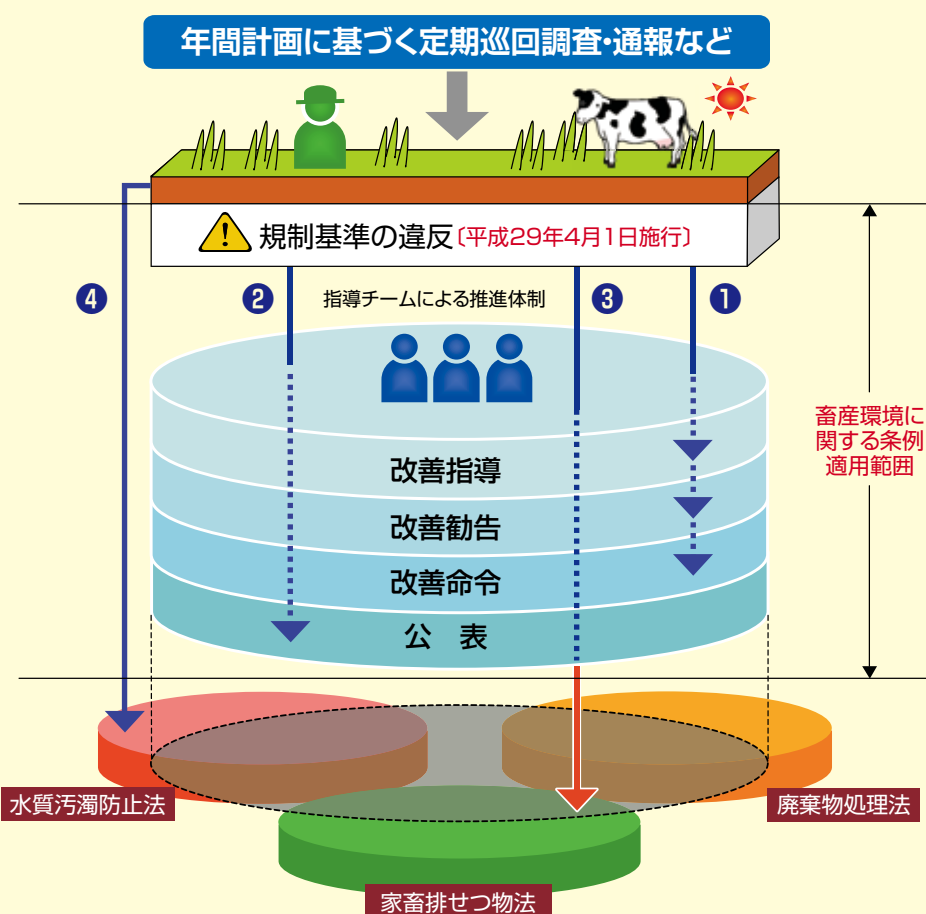
本条例は、基本となる理念や、町、事業者及び農業団体の責務のほか、施策の基本事項や事業者が守るべき規制基準などを定めることにより、河川などの良好な水環境を保全し、農業と漁業が将来にわたり共存共栄しうる社会を構築することを目的としています。

また、本条例は本年4月1日から施行しますが、農業者の規制に係る部分については3年間の猶予期間を設け、この期間において、農業者への施設整備支援や、家畜ふん尿処理に係る研究、意識啓発事業など必要な対策を実施していきます。

なお、詳細については、町ホームページで公開しておりますのでご覧ください。

■条例と法律の関係について

- ① 規制基準の違反は、事業者の自発的な対応を促し、段階的な措置をとります。
- ② 法律に抵触しない内容の規制基準違反は、最終的に公表までいきます。
- ③ 法律に抵触する内容の規制基準で公表までいったものは、さらに法律での処罰の対象になります。
- ④ 条例の対象外の方法違反は、法律で処罰されます。



問合せ／農業政策担当(内線1411・1412)

融雪期における、家畜排せつ物の適正な管理の徹底を!

長い冬も終わり、北海道にもようやく春が訪れようとしています。

毎年この時期は、融雪とともに家畜ふん尿やれき汁の河川流出などの危険性が高くなることから、家畜排せつ物の適正な管理について、より一層の徹底を図る必要があります。

堆肥舎、尿溜、スラリーストアなどを自主点検するとともに、適切な家畜排せつ物の管理に努めましょう。

問合せ／酪農畜産担当(内線1417)

住宅用太陽光発電システムの導入を支援します!!

平成26年度 別海町住宅用太陽光発電システム補助事業



町では、環境保全及び地球温暖化防止に資するため、住宅に太陽光発電システムを設置される方に対して補助制度を設けています。住宅用太陽光発電システムの設置を検討されている方は、農業施設担当までお問い合わせください。

1. 補助対象要件

次の要件を満たす場合が対象となります。

- (1) 町民及び町民となる予定の方で、町内に住宅用太陽光発電システム（最大出力の合計値が10kw未満のもの）を新たに設置する方もしくは自ら居住するため、住宅用太陽光発電システム付の住宅（新築のものに限る）を購入する方。
ただし、補助金交付決定通知前の着工は補助対象になりませんのでご注意ください。
- (2) 本人及び同居の家族が町税等を滞納していない方。
- (3) システム設置後3年間、その利用状況等を報告していただける方。
- (4) 町外の事業者が工事を施工する場合においては、町内の事業者が建設工事または電気工事に携わることを。
- (5) 農業用施設用地に設置する場合、農業委員会による現況確認及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域からの除外手続きが必要となります。（申請から許可まで3カ月程度を要します）
- (6) 中山間協定農用地に設置はできません。

2. 補助金の額

町が交付する補助金の額は、1kwあたり4万円を乗じて得た額です。（kw小数点以下第2桁未満は切り捨て）
ただし、補助金の額の上限は20万円です。

3. 申請手続き等

- (1) 申込みは平成26年4月1日(火)から随時受け付けます。
※先着順に交付決定し、予算枠に達し次第受付を終了します。
- (2) 申込みの際は、必要書類を添付のうえ、「補助金交付申請書」を提出してください。
- (3) 住宅用太陽光発電システムの設置が完了した際は、速やかに必要書類を添付のうえ、「設置報告書」を提出してください。
- (4) 補助金は、(3)の報告書の内容を審査し、住宅用太陽光発電システムの設置確認後に金額を確定し交付します。
 - システム設置の確認については、ご自宅を訪問させていただくことがあります。
 - 補助金は口座振替となります。補助金交付請求書を提出してください。
 - システム設置後、3年間ほど運転状況の確認をいたします。

4. その他

交付条件等、詳細は、町ホームページまたは農政課に設置している別海町住宅用太陽光発電システム補助金交付要綱を必ず確認してください。
問合せ／農業施設担当（内線1415）

河川環境保全事業に要する補助金の募集について

町では、平成20年度から別海町清流保全基金を設け、町民が行う豊かで清らかな川づくりなど河川環境保全活動に要する経費の一部を補助しています。

平成26年度において当該事業を実施する団体等を次のとおり募集します。詳細については、下記までお問い合わせください。

■補助金対象経費：河川の植樹事業に係る経費、河川及び河川敷地の清掃に係る経費、河川環境保全に係る講演の経費。

■補助率：1/2以内、（上限30万円）

■募集期間：4月1日(火)～4月30日(水)

※募集期間内において、補助上限額に達しない場合は、随時受付とします。

問合せ／みどり担当（内線1611・1612）



ヒグマに注意!**4月5日(土)から5月11日(日)は、春の「ヒグマ注意特別期間」です**

春先は森林内で親子グマの出没が多く、5月以降には、小グマは母グマから独立し、まだ好奇心旺盛で警戒心が薄く、人里付近に出没しやすいことが予想されます。

山菜採りが盛んになる季節を迎えるにあたり、野山に入るときはヒグマに対する注意（例：複数行動、音を立て存在を周知、見張りの徹底、薄暮時を避けるなど）を怠らないようお願いします。

また、町内のヒグマ出没情報は、別海町ホームページ（アドレス<http://betsukai.jp/>）の地域安全情報システム「まもメール」内「ヒグマの出没情報」でも確認いただけます。

なお、ヒグマに遭遇したり、足跡などの痕跡を見つけた場合は、情報提供にご協力ください。

（昨年度、別海町内での目撃情報は20件ありました。）

問合せ／みどり担当（内線1611・1612）

**水道料金・下水道使用料が変わります**

平成26年4月1日より、国の消費税及び地方消費税の税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、水道料金・下水道使用料を別表のとおり改定します。

適用となるのは、5月検針分（6月請求）からとなりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

〈別表〉

1 水道料金(月額)

区分	用途	基本料金		超過料金 (1㎡増すごとに)
		基本水量	基本料金	
計量給水	家庭用	5㎡まで	965円	178円
	業務用	10㎡まで	1,965円	201円
	営農用	60㎡まで	6,480円	90円
	浴場用	80㎡まで	7,084円	88円
	準公共	使用水量1㎡につき		201円
	牧場用	使用水量1㎡につき		90円
	臨時用	使用水量1㎡につき		332円
	季節用	使用水量1㎡につき		332円

2 水道メーター使用料(月額)

口径	使用料	水道使用者がメーターボックスを設置している場合 (1月につき)
13mm	432円	329円
20mm	550円	448円
25mm	572円	469円
40mm	788円	633円
50mm	2,916円	2,762円
75mm	3,276円	3,122円

※休水中でも、メーター使用料がかかります。

3 下水道使用料(月額)

区分	用途	基本料金		超過料金 (1㎡増すごとに)
		基本水量	基本料金	
計量排水	家庭用	5㎡まで	878円	162円
	業務用	8㎡まで	1,404円	162円

問合せ／管理担当(内線4513・4514)

平成26年度 合併処理浄化槽設置整備事業申込みについて

町では、海、河川、地下水の水質汚濁防止と生活環境の改善を図るために、下水道処理区域外にお住まいの方で、合併処理浄化槽を設置する方へ補助金を交付しております。

希望される方は、交付条件等をご確認のうえ、本申込書を提出してください。（申込みは設置者本人とします。）

1 補助金交付条件

◆補助対象者

①別海町民で下水道処理区域外の住宅に合併処理浄化槽を設置する方で、平成26年度内（平成27年3月まで）に確実に設置を完了できる方。

※新築・増改築に伴う浄化槽の設置、既存住宅への浄化槽の設置及び単独浄化槽からの切り替えが対象

②町税等を滞納されていない方。

③過去に本補助金の交付を受けていない方。（世帯員含む）

④法令に基づき、適正な維持管理をされる方。（法定検査・保守点検・清掃等）

※法定検査受験拒否等、適正に維持管理をしていない場合には補助金返還の対象となります。

◆補助内容

合併処理浄化槽の設置に要する費用（浄化槽本体工事及び付属設備設置工事、放流管の延長20mまでの工事費）に対して以下の補助上限額に基づき補助を行います。

なお、費用が補助限度額に満たない場合は、実際にかかった費用を補助限度額とします。

◆補助限度額（今後変更することもあります）

5人槽／960,000円 7人槽／1,160,000円 10人槽／1,480,000円

2 提出書類

①合併処理浄化槽設置整備事業申込書

※本面をコピーしてお申し込みください。また、町のホームページからもダウンロードすることができます。

②町税等を滞納されていないことが確認できる書類（完納証明書）

③設置する住宅の面積がわかる書類（住宅平面図、既存住宅の場合は家屋名寄帳等）

④設置する住宅の世帯全員の住民票

3 申込期間

4月1日(火)～4月30日(水)〔期間厳守〕

4 その他

◇提出書類②及び③については税務課、④については町民課にて取得できます。

◇アパート・社宅等は補助金交付対象外となります。

◇年度の予算は限られておりますので、申込が多数の場合には5月中旬に抽選を行い、設置順位を決定します。

平成26年度 合併処理浄化槽設置整備事業申込書

ふりがな					職 業	
氏 名	印					
住 所					電話番号／FAX	
該当区分 (○印を記入)	新築による設置	増改築による設置	既存住宅への設置	単独浄化槽の切替	井戸水の使用	
その他の 特記事項	工事期間予定					
	(着手) 平成 年 月 ～ (完了) 平成 年 月					
住宅の内容	住宅面積	トイレの数	台所の数	風呂の数		
	m ²	箇所	箇所	箇所		
家族の状況	現在の居住者数	人	将来の予定居住者数	人		
	居住者増減の理由					

提出先・問合せ／維持担当（内線4517）

浄化槽とは？

浄化槽とは、台所、トイレ、洗面所、風呂場など家庭から出る汚れた水をそれぞれの家庭できれいにする施設です。しくみは下水道とほぼ同じで、下水道のない区域のための処理施設です。

きれいにされた水は、家の周りの排水路や小川に放流されるため、きれいな川が戻ってきます。

浄化槽の中には、トイレの汚れた水だけをきれいにして、台所、洗面所、風呂場からの汚れた水は排水路や川にそのまま放流してしまう「単独処理浄化槽」（現在では設置禁止）というものもあります。

台所、洗面所、風呂場からの水は、食品の残渣、洗剤や衣服の汚れなどが含まれ、トイレからの水よりも汚れています。汲み取り式トイレの家庭も、単独処理浄化槽が設置されている家庭もこれから早急に「合併処理浄化槽」を設置して、家庭から出る汚れた水をきれいにしてから放流することが大切です。

◆浄化槽の年間維持管理費等の目安

		5人槽	7人槽	10人槽	備 考
①	7 条 検 査 手 数 料	13,000円	13,000円	13,000円	浄化槽を設置した初年度のみ
②	11 条 検 査 手 数 料	8,000円	8,000円	8,000円	浄化槽設置2年目以降毎年/1回
③	保 守 点 検 料 金	20,417円	22,356円	24,300円	
④	清 掃 代 金	5,940円	5,940円	5,940円	
⑤	清 掃 時 水 道 料 金	30円	40円	50円	浄化槽清掃時に浄化槽設置家庭の水道水を使用
⑥	プ ロ ア 電 気 代	10,200円	10,900円	15,600円	自然流入、自然放流、100V、24円/kwhで計算
⑦	汚 泥 汲 み 取 り 料	6,600円	9,400円	16,300円	4.51円/ℓで計算した場合のおおよその目安
⑧	消 毒 用 薬 剤 料	4,000円	5,000円	6,200円	状況に応じて補充が必要となります。
⑨	その他(減価償却費等)	10,400円	10,400円	10,700円	ダイヤフラム(消耗品)の代金及び交換工賃等他
⑩	①+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧ 初年度維持管理費計	60,187円	66,636円	81,390円	
⑪	②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨ 次年度以降維持管理費計	65,587円	72,036円	87,090円	

※1 上記金額は、通常の使用状態における各人槽ごとの一年間にかかる浄化槽維持管理費の平均的な目安であり、使用状況、使用水量等により変動します。(①～④の部分については定額)

※2 浄化槽汚泥汲取り時に業者へ立会いを依頼する場合には、上記記載以外の料金が発生する場合があります。



問合せ／維持担当(内線4517)

郷土資料館だより ふるさと講座・歴史系

郷土資料館から

歴史の道を歩く～江戸時代のノツケ! 野付通行屋・番屋跡遺跡を訪ねる

道内でも珍しい江戸時代の遺跡を訪ねます。野付半島の春の息吹も感じられると思います。

- 日 時 4月19日(土)午前9時30分～午後1時
- 場 所 野付半島 (集合・野付半島ネイチャーセンター2階)
- 講 師 別海町郷土資料館 主査 石渡 一人
- 定 員 20名 (電話・FAX・メールにて氏名・電話番号を4月18日(金)までにご連絡ください。)
- その他 長靴を必ず着用ください。草分け道や海岸を5kmほど歩きます。

別海の歴史と自然「野付通行屋と漁番屋群」

野付通行屋は幕府の蝦夷地直轄に伴う陸路・海路の整備を目的に寛政11年(1799年)に野付半島の先端付近に設置され、国後島や根室・厚岸・目梨方面の交通の拠点としての役割を持っていました。通行屋、下宿所、蔵などが建てられ支配人とその妻、アイヌの人足が詰っていたようです。

安政年間頃(1854～1859年)にこの通行屋の支配人をしてしたのは、「加賀家文書」を書き残した加賀伝蔵で、松浦武四郎による記述など多くの文献史料に登場します。その中でも畑を開き作物を栽培したとの記録があり、現在でも野付通行屋跡遺跡には、畑の畝跡が広い範囲で確認することができます。その他、建物跡やお墓も残り、当時の生活に思いをはせることができます。

さらに対岸の外海側には、漁番屋群があり、春の鯨漁の時期になると根室地方の各番屋から人々が集まり、居小屋、蔵などが50～60軒建ち並び出張番屋群が形成されました。満潮時には海水下ですが、食器や鉄釜などの多数の遺物が散乱しており、道内でも、遺跡と文献史料が残る珍しい場所となっています。



4月の休館日 1日・7日・9日・15日・16日・21日・23日・29日

5月の休館日 3日・4日・5日・6日・12日・17日・18日・26日・31日

問合せ／郷土資料館 TEL・FAX 75-0802 メール kyoudo@betsukai.jp

生涯学習
出前講座

ふれあいトーク宅配講座のお知らせ



町民の皆さまの「知りたい・学びたい」に応えるため、また、町民と行政が一体となった「まちづくり」を進めていくために「生涯学習出前講座」を開講しております。

行政に関する「制度や手続き・事業」などについて、担当職員が地域へ出向いてお話をします。

別海町民

希望する日の**20日前まで**に、下記メニューから希望講座を選び「講師派遣申請書」を提出してください。
(5名以上のグループ)

受付／問合せ

別海町教育委員会
生涯学習課
TEL75-2111 (内線3712)
FAX75-0637

担当課

日時・内容等の調整・資料作成をし、出前講座の準備を進めます。

講座の
開設

【開催時間】原則平日の午前9時から午後9時までの間

【料金】無料

番号	講座メニュー	担当課	番号	講座メニュー	担当課
1	町議会の話	議 会 事 務 局	22	生活習慣病撃退!! (※2)	保 健 課
2	町の予算と決算について	財 政 課	23	子どもの肥満について	保 健 課
3	自治基本条例ってなあに？	総 合 政 策 課	24	「うつ病」について	保 健 課
4	なるほど納得！北方領土	総 合 政 策 課	25	漁業について	水産みどり課
5	別海町のまちづくり	総 合 政 策 課	26	林業について	水産みどり課
6	友好都市って？	総 合 政 策 課	27	酪農畜産について	農 政 課
7	広報「別海」	総 合 政 策 課	27	バイオガス発電について	農 政 課
8	税のはなし	税 務 課	28	別海町の観光紹介	商 工 観 光 課
9	介護保険制度について	介 護 支 援 課	29	中小企業振興について	商 工 観 光 課
10	障害者手帳とサービス	福 祉 課	30	これからの住宅リフォーム	事 業 課
11	高齢者の在宅福祉サービス	介 護 支 援 課	31	いまどきのエコ住宅	事 業 課
12	介護予防のチェック体験版(※1)	地域包括支援センター	32	下水道の整備	上 下 水 道 課
13	成年後見制度について	地域包括支援センター	33	安全な水が家庭に届くまで	上 下 水 道 課
14	子育て支援と児童手当などの制度について	福 祉 課	34	農業者年金ってなあ～に？	農 業 委 員 会
15	後期高齢者医療制度について	町 民 課	35	救命手当ての基本	消 防 署
16	戸籍と住民票・年金について	町 民 課	36	火災から命を守るために	消 防 署
17	医療制度について	町 民 課	37	なるほど・ザ・べつかい(歴史系)	郷 土 資 料 館
18	生活環境について	町 民 課	38	なるほど・ザ・べつかい(自然系)	郷 土 資 料 館
19	消費生活について	町 民 課	39	別海町の文化財について	生 涯 学 習 課
20	犬を飼うということ	町 民 課			

※1・2については希望するテーマを選択いただきます。

※1 ①運動機能向上編 ②物忘れ予防編

※2 ①身体と病気のメカニズム ②お口の健康について ③食事について

講座の詳しい内容については、ホームページをご覧ください。生涯学習課までお問い合わせください。

問合せ／生涯学習担当(内線3712)



旧奥行臼駅通所の一般公開中止について

史跡旧奥行臼駅通所の駅舎は近年老朽化が著しいため、平成28年度から平成30年度まで大規模な修理工事を実施する予定です。このため今年度より修理に向けた準備を本格化し、耐震診断、修理基本設計、駅舎内部の整理を行うことにしております。これに伴い、**今年度から平成30年度まで駅通所内部の一般公開を中止**いたします。また、常駐する受付員を配置しないことになるため、町指定文化財**奥行臼駅駅舎内部の一般公開も中止**いたします。

なお、一般公開を中止するのは建物内部のみですので、それ以外の見学は従来どおり自由に行うことができます。皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

問合せ／生涯学習担当（内線3712）

図書館は、どなたも無料で利用できます

本を借りるときは利用者カードが必要です。
利用者カードはカウンターで即時発行します！

園児・児童については、幼稚園・学校等で移動図書館車を利用するため、担任等が利用者カードを保管している場合があります。その場合、カウンターでお名前をお伝えいただければ本を借りることができます。

子どもの本、大きな活字の本、雑誌、洋書、実用書など様々なジャンルの本が約15万冊あります。当館にない本は、全国の図書館や大学図書館から借りてご利用いただけますので、遠慮なく窓口職員にお申しつけください。

図書館のご案内

- ◆開館時間 午前10時～午後6時（日曜日は午後4時）
- ◆休館日 月曜日（月曜日が国民の休日の場合は火曜日も休館）、国民の休日、図書整理日（毎月最終木曜日）、年末年始
- ◆貸出冊数・期間 1人10冊まで2週間以内（移動図書館車は5冊まで）
*雑誌の最新号・ビデオ・DVDは館内利用のみ。
- ◆移動図書館車「はくちょう2世号」 絵本から一般書まで、約2,300冊の本を積んで、各地域や各学校、保育園、幼稚園を巡回し貸出ししています。運行は5月13日(火)からを予定しています。日程等の詳細は、来月号でお知らせします。
- ◆初めて本を借り方 利用者カードを発行しますので、カウンターにお申込みください。

第59回 古本市

- と き：4月26日(土)午前10時～午後4時
- ところ：図書館エントランスホール
- 主 催：読書サークル東雲
毎年恒例、春の古本市を開催します。皆さまから寄せられた本を安価で販売し、その収益金で図書館に新刊が寄贈されます。開催に合わせて古本の提供も随時受付けています。

飛び出す絵本展

- 期 間：4月19日(土)～5月11日(日)
- 場 所：図書館カウンター前
子どもの読書週間（4月23日～5月12日）にあわせ、絵本を開くと場面が飛び出すポップアップ絵本を展示します。貸出しはできませんが、すばらしい「しかけ絵本」をご覧ください。

楽しいお話の時間

楽しいお話の時間は、様々な事情により当分の間お休みしています。ご利用されていた方々にはご不便をおかけしますが、ご了承ください。

小さい子のお話の時間

- と き／11日・18日・25日(金) 午前11時～11時15分
- ところ／図書館「お話のコーナー」
- 対 象／0歳～3歳程度
*図書館職員が赤ちゃん絵本の読み聞かせや手遊びなどをします。

4月の休館日

4月7日・14日・21日・24日（月末休館日）・28日・29日

5月の休館日

5月3日～6日・12日・19日・26日・29日（月末休館日）

休館中の返却は玄関横の返却ポストをご利用ください。

問合せ／図書館 TEL 75-2266・FAX 75-0506 メール tosy@betsukai.jp

平成26年度 シーズン券等の販売について

スポーツセンターから

シーズン券等は、販売所となっている各施設の
開放時間内に購入できます。

販売所

町民体育館・各温水プー
ル（西春別温水プールの休
館日は西公民館で販売。尾
岱沼温水プールの休館日は
支所で1回券のみ販売）

※障がい者手帳をお持ちの
方は、『免除』となります。
シーズン券が必要な方は
各販売所で手続きを行っ
てください。（障がい者
手帳必要）

施設名		開放期間	開放時間	休館日
体育館	町民	4/1～12/24	(平日) 9時～22時 (日曜・祝日) 9時～17時	月曜日(月曜が祝 日の場合は翌日)
	西春別	1/8～3/31		
ファミリースポーツハウス (町民・西春別)		4/1～12/24 1/8～3/31	9時～22時	—
温水プール	別海	4/1～11/24	13時～20時30分 ※7・8月は10時から開放	月曜日(月曜が祝 日の場合は翌日)
	西春別	4/1～11/24	13時～20時 ※7・8月は10時から開放	
	尾岱沼	5/1～10/26	13時～20時 ※7・8月は10時から開放	月曜日

施設使用料

施設名	シーズン券		一回券	
	一般	65歳以上	一般	65歳以上
町民・西春別体育館共通	4,200円	2,100円	100円	50円
町民・西春別ファミリースポーツハウス共通				
別海・西春別・尾岱沼温水プール共通	6,300円	3,150円	310円	150円
別海・西春別・尾岱沼温水パークゴルフ共通				

パーク ゴルフ場 について

町民体育館及び西春別温水プールで4月24日(木)より販売を開始します。町営パーク
ゴルフ場・尾岱沼温水プールでは、オープン後に販売します。(オープン予定5月上旬)

- シーズン券 (一般) 6,300円 (65歳以上) 3,150円
- 一回券 (一般) 310円 (65歳以上) 150円



参加者募集!

【申込み】スポーツセンター
TEL75-2882 FAX75-0418 Eメール sports@betsukai.jp

『エンジョイ★水中運動レッスン♪』

12回コース 締切:4月16日(水)

【講師】別海町健康づくり協会JANE (水中運動インストラクター)



春で～す! 運動を始めるのに持って来い! の水中運動です。プールで楽しく身
体を動かしてみませんか? ウォーミングアップ後は、運動強度を変えた2グルー
プに分かれてレッスンを行います。

★2名のインストラクターが担当するので、その日の体調に合わせて運動レベル
を選べます。

■期間: 4月25日～7月11日(金曜日・12回) 初回は、プールロビーにて開講式を行います。

■時間: 13:30～14:30

■会場: 別海町民温水プール

■対象: 一般町民

■プール入館料: シーズン券 (一般6300円、65歳以上3150円)

一回券 (一般310円、65歳以上150円) または回数券で入館してください。

■持ち物: 水着、水泳用キャップ、ゴーグル、バスタオル、水分補給用ドリンク

■その他: 申込後に、詳細を通知します。

問合せ/スポーツセンター TEL75-2882

平成25年度 定期監査結果の公表

別海町監査公表第64号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、平成25年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年1月28日

別海町監査委員 鈴木 英世、下川原 洋、山田 信

1. 監査の実施期間 平成25年11月25日から12月16日までのうち9日間

2. 監査の対象部局 全ての部及び部外局

3. 監査の対象事項及び範囲

監査の対象事項 財務事務等

監 査 の 範 囲 平成25年4月1日から10月31日までに執行された事務事業等

4. 監査の目的、着眼点及び方法

各部課等が分掌する事務・事業が、関係法令に従って適切かつ効率的に行われているかを主眼とし、あらかじめ提出を求めた資料及び関係書類を審査するとともに、担当職員からその執行状況の説明を聴取し質問を加えるなどの方法で実施した。

5. 監査の結果

監査の結果について、事務処理等はおおむね適正に執行されているものと認められたが、一部には次の指摘事項の通り、検討又は改善を要するものが見受けられた。今後の事務執行にあたってはこれらに十分留意し、改善を要するものについてはその措置を講ずるとともに、改善措置を講じたときは地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

(1)補助金の支出にあたり「会計年度独立の原則」の適用について

補助金交付対象団体の事業の完了後に支出する補助金は、当該事業の履行があった日の属する年度に支出するべきものであり、当該年度事業に対する補助金の支出は、原則当該年度のみである（自治法施行令第143条第1項4号）。しかし、福祉施設等運営補助金の支出にあつては、旧年度（1月から3月）の施設運営に係る補助金と当該年度（4月から12月）の施設運営に係る補助金を合算して当該年度で支出しているもので、「会計独立の原則」の規定に基づいて補助金を支出されたい。

(2)指定管理者に対するモニタリングの実施（公共サービスの測定・評価）について

指定管理者制度は、町に代わって民間事業者等に公の施設の管理・運営を複数年にわたり委ねることから、その状況を継続的に把握し、指導・監督を行うことが重要となります。

そのため、自治法第244条の2、第7項、第10項、第11項に基づき、指定管理者が町との協定に従い適正かつ確実なサービスが提供されているか、サービスの安定的・継続的提供が可能な状態にあるのかなど監視・評価をしなければならないので、指定管理者のモニタリングを早急に対応されたい。

なお、現在は、福祉部の一部で実施しているものの全庁的になっていないので、モニタリングの手法・実施要領などを含めて、全庁的に実施されたい。

※モニタリングとは：かかる指定管理者による公共サービスの履行に関し、条例、規則及び協定等に従い、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかを確認する手段です。また、安定的、継続的にサービスを提供することが可能であるか監視（測定・評価）し、確認内容等の公表を行うとともに、必要に応じ改善に向けた指導・助言を行い、管理運営の継続が適当でない等と認めるときは指定の取消し等を行う一連の仕組みのことである。

(3)別海町農業農村情報管理機器の設置及び管理に関する条例、別海町農業機械の設置及び管理条例の継続性や廃止などの検討について

農業農村情報管理機器の設置及び管理に関する条例については、平成11年12月に制定し、この事業の展開を図ってきたが、14年が経過し、情報機器環境が大きく変わり、本条例による事業が機器環境に適合しない状況にあるので、本条例の継続性（必要性）や廃止などを検討されたい。

また、農業機械の設置及び管理条例については、平成12年12月に制定し、防衛補助により事業を展開してきたが、この事業も13年が経過し農業機械の更新時期にあるとともに管理運営を受託している中春別農業協同組合としても、この間において、自身がすでに更新している機械もあることから、この事業を今後も継続する必要があるのか廃止も含め検討されたい。

(4)定員管理計画の策定について

定員（職員）の適正管理は、組織、人員の不必要な膨張を規制し、職務分担の均衡をはかり、少数精鋭に徹した執行体制を確立するうえで欠かせないものである。このため科学的、合理的な定員管理を推進していくうえで、まず、人事長期計画の一環としての定員計画が策定されなければならない。現状においての定員計画は、平成23年度をもって終了しているところから人事管理の長期的な視野にたち定員管理計画を早急に策定し、行政の効率的運営を進められたい。

(5)町公園遊具の日常安全点検記録簿（点検表）及び点検基準の作成について

遊具の危険箇所早期発見及び早期対処に努めるためには、遊具の安全点検が必要となる。その安全点検には、定期点検、特別点検及び日常点検とがある。定期点検は、主に専門技術者が定期的に行うものであり、これについては、すでに実施されている。日常点検は、日常点検表に基づき目視、触診等の方法で、事故の原因となる劣化や破損等を早期に発見し、その状況に応じた総合的な判断を行い、適切な維持管理を行うものである。日常点検については、点検表や点検基準に基づいた点検がなされておらず、また、記録もされていない。この点検表や点検基準を作成し、これを基に点検、記録することで遊具の点検業務の効率性と安全性の確保に努められたい。

(6)中小企業経営安定資金利子補給補助金に係る貸付利率の低減について

本制度は、町内で事業を営む別海町商工会会員の中小企業が町の指定する金融機関から融資を受け、その融資に係る金利の一部を当該中小企業に対し町が補助するものである。

現在は、全国的に銀行の貸出金利低下が進んでいる環境にある。町は、この中小企業経営安定資金利子について、貸付金利の低減を要請し、町財政の軽減及び中小企業の振興に努められたい。

問合せ／監査委員事務局（内線2810）

平成26年第1回北海道
警察官採用試験

■受付期間

4月1日(火)～4月16日(水)

※電子申請による場合は4月11日(金)午後5時30分まで

■試験日 5月11日(日)

■採用予定人員

男性A区分 165名

女性A区分 35名

男性B区分 60名

女性B区分 15名

■募集区分

●男性・女性A区分

大学(短期大学を除く)を卒業または卒業見込みの者

●男性・女性B区分

A区分以外の者(高校在学中の者を除く)

■募集年齢

A・B区分とも昭和57年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者

■問合せ・願書配布先

中標津警察署
TEL 0153(72)0110

国税専門官募集

札幌国税局では、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして活躍する国税専門官を募集しています。

平成26年度の採用試験の概要は、次のとおりです。

1 受験資格

(1)昭和59年4月2日から平成5年4月1日生まれの者

(2)平成5年4月2日以降生まれの者で大学を卒業したなど別に定める者

2 申込受付期間

インターネットによる申込み
4月1日(火)9:00～4月14日(月)(受信有効)

申込専用アドレス

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

3 第1次試験

【基礎能力試験、専門試験(多肢選択式及び記述式)】
6月8日(日)

4 第1次試験合格者発表日

7月1日(火)

5 第2次試験

【人物試験及び身体検査】
7月15日(火)～7月23日(水)までのうち指定する日

6 最終合格者発表日

8月20日(水)

■問合せ先

札幌国税局人事第2課採用担当
TEL 011(231)5011
(内線23315)

根室税務署総務課
TEL 0153(23)3261

消費税率(国・地方)の引き上げについて

1 消費税率(国・地方)が引き上げられます。

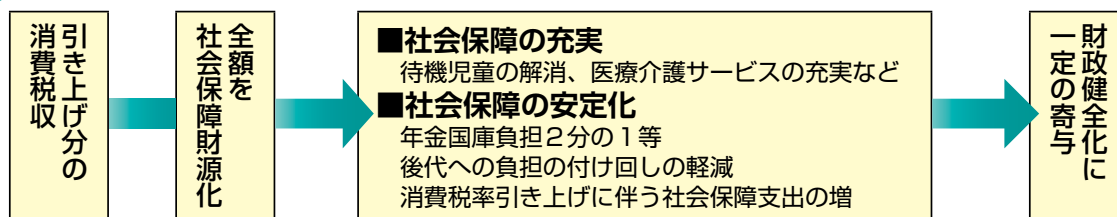
5%		8%	
消費税率	4%	消費税率	6.3%
地方消費税率	1%	地方消費税率	1.7%

平成26年4月1日～

※地方消費税とは、国税である消費税と同様に、事業として行った商品の販売、サービスの提供等の国内取引や外国貨物の引き取りに対して課税される都道府県税です。

※消費税率10% (消費税7.8%・地方消費税2.2%) への引き上げについては、改めて経済状況等を総合的に勘案した検討をおこないます。

2 引き上げ分の消費税率(国・地方)は、すべて社会保障財源化されます。



3 円滑かつ適正な転嫁にご理解とご協力をお願いします。

○消費税率(国・地方)の引き上げに当たって事業者の方々が円滑かつ適正に転嫁できるよう、転嫁、広告・宣伝、価格表示、便乗値上げ等に関する相談窓口を設置しています。
ご相談がある方は以下の相談窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先 北海道総務部財政局税務課 TEL:011-204-5062

消費税価格転嫁等総合相談センター 専用ダイヤル:0570-200-123

【受付時間】平日9:00～17:00(平成26年3月・4月は土曜日も受付)

※お住いの地域に応じて、以下の通話料金がかかります。

●固定電話:8.5円～80円/3分間、携帯電話:90円/3分間、公衆電話:30円～220円/3分間

HP上の専用フォーム: <http://www.tenkasoudan.go.jp> (24時間受付)

身近に潜む危険～ネット依存について



現在、私達の生活にとってインターネットは欠かすことのできないものになってきています。仕事上はもちろん、旅行や買い物など様々な場面で私達はインターネットを利用しています。

しかし、そうした一方でインターネットを通じたトラブルも増え続けてきています。最近あらたな問題となってきているのが「**ネット依存**」の問題です。厚生労働省の研究班は、全国の中高生のうち51万人がネット依存の疑いがあるという調査結果を公表しています。大人を含めた全国民では、その数は270万人ほどになるともいわれています。

ネット依存は、研究がはじめられたばかりで、国際的な基準はありませんが、インターネットにはまることで実生活に悪影響が出ている人達が増えてきているのが実情です。

ある高校生は、中学受験に備えて部屋にパソコンを置いてもらったところから少しずつゲーム等で遊ぶようになり、高校生になったときにMMORPG(※1)をはじめると夢中になりました。アルバイトで稼いだお金でゲームのアイテムを手に入れ、その結果としてゲームの中で強くなり、ますます夢中になっていきました。部活もやめ、家に帰ればすぐネット、土日は1日中ネットという生活になっていきました。この頃から頭痛に悩まされはじめ、体重が1カ月に5kgも減りました。学校にもいけなくなってしまいましたが、それでもネットがやめられません。親に「いいかげんにしろ」といわれても、自分の身体がつらくても、それでも止められない状態になっていました。最後には総合病院を受診し、そこで紹介された専門医に依存症と診断されました。

上に挙げたのは「ネット依存」の一例ですが、こういった事例の他にも、特に目的もなくインターネットのニュースを追いかけて数時間を潰してしまったり、メールやラインが気になってすぐ返信しなければいけない心理状態に陥ってしまったりと、人によって症状は様々です。

「ネット依存」を防ぐには、インターネットやスマートフォンの活用についてルールを決めて、それをしっかり守っていくことが重要になってきます。家族で話し合い、ルールを決めて守っていくことが、「ネット依存」から身を守る一番の手段です。

※1 ネットを通じて大人数が参加して遊べるロールプレイングゲーム。自分の分身を作り、アイテムを使って装備を整えたり、仲間を作ってストーリーを追いかける。

参考文献：樋口 進 監修 『ネット依存症のことがよくわかる本』（講談社）

早寝早起き朝ごはんテレビを止めて外遊び

別海町子育て
支援センター

「はみんぐ」

4月の予定

『はみんぐ』は、子育て中の親子の交流、子育てに関する情報、地域の子育て関連情報の提供の場として、いつでも気軽に利用できる施設です。

子育てに不安や悩みがありましたら、相談日(木曜日・予約制)があります。

スタッフが親身になってお話を聞きますので、気軽にご連絡ください。

「はみんぐ」1週間のスケジュール

曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
時間					
10:00～11:30	午前・午後 自由に遊べます	はみんぐひろば	赤ちゃんひろば	個別相談 (予約制)	ひよこはみんぐ
13:00～16:00	自由に遊べます	自由に遊べます	自由に遊べます	自由に遊べます	自由に遊べます



お知らせ

16日(水)午後お休み

17日(木)午前お休み

23日(水) はみんぐセミナー
11:00～11:30

デコパージュブックを作ります♪
準備の都合上予約制とさせていただきます。参加される方は「はみんぐ」まで連絡をお待ちしています。

今月のこにちは『はみんぐ』

西春別	10日(木)	10:00～11:30	西児童館	準備の都合上、予約制とさせていただきます。
尾岱沼	24日(木)	10:00～11:30	東公民館	

問合せ／子育て支援センター「はみんぐ」 別海寿町1番地 中央児童館内
TEL・FAX 75-1828 メール:hamingu@arens.or.jp

子育て支援センター及び児童館へのご意見・ご要望などがありましたら、児童館または福祉課児童福祉担当(内線1313・1314)までお願いいたします。

保健センター からの

お知らせ

4・5月の 母子保健 業務予定



月	日	曜日	予定内容	場 所	時 間
4月	2	水	乳 幼 児 相 談	尾岱沼地域センター	10:00-11:00(受付)
	3	木	乳 幼 児 相 談	町 民 保 健 セ ン タ ー	9:00-11:00/13:00-15:00(受付)
	4	金	乳 幼 児 相 談	西春別ふれあいセンター	10:00-11:00(受付)
	9	水	1歳3か月歯磨き教室	町 民 保 健 セ ン タ ー	10:00-11:30
	15	火	離 乳 食 教 室	町 民 保 健 セ ン タ ー	10:30-12:00
	16	水	4 か 月 健 診	町 民 保 健 セ ン タ ー	12:50-13:00(受付)
	17	木	1歳6か月児健診	町 民 保 健 セ ン タ ー	9:15-9:45(受付)
			3 歳 児 健 診	町 民 保 健 セ ン タ ー	13:00-13:30(受付)
			★午前中に1歳6か月健診、午後に3歳児健診を予定していますが、予定人数のばらつきにより、午前・午後の呼び出し時間が替わる場合があります。必ず3週間前に発送される案内をご確認ください。		
	25	金	フ ッ 素 塗 布	町 民 保 健 セ ン タ ー	9:30-11:30/13:00-15:30
5月	13	火	離 乳 食 教 室	町 民 保 健 セ ン タ ー	10:30-12:00
	14	水	4 か 月 健 診	町 民 保 健 セ ン タ ー	12:50-13:00(受付)
	15	木	1歳6か月児健診	町 民 保 健 セ ン タ ー	9:15-9:45(受付)
			3 歳 児 健 診	町 民 保 健 セ ン タ ー	13:00-13:30(受付)
	20	火	1歳3か月歯磨き教室	町 民 保 健 セ ン タ ー	10:00-11:30
	21	水	乳 幼 児 相 談	西春別ふれあいセンター	10:00-11:00(受付)
	22	木	乳 幼 児 相 談	町 民 保 健 セ ン タ ー	9:00-11:00/13:00-15:00(受付)
	28	水	5 歳 児 相 談	町 民 保 健 セ ン タ ー	9:15-9:30(受付)
	29	木	5 歳 児 相 談	町 民 保 健 セ ン タ ー	9:15-9:30(受付)
			フ ッ 素 塗 布	西春別ふれあいセンター	10:00-11:30/13:00-14:30
	30	金	フ ッ 素 塗 布	町 民 保 健 セ ン タ ー	9:30-11:30/13:00-15:30

- ◆4月の4か月健診対象者
- ◆4月の3歳児健診対象者

対象者には個別に通知します
平成23年3月生まれのお子さん

- ◆4月の1歳6か月児健診対象者 平成24年9月生まれのお子さん
- ◆4月のマタニティクラス対象者 平成26年8月～9月出産予定の方

元気 未来っ子 1歳6か月児

()内は保護者名
※希望された方を掲載
しています。



坂本 千咲ちゃん
(正志)



三宅 悠斗くん
(徹)



丹羽 紅巴ちゃん
(哲也)



今井 泰智くん
(大輔)



妻沼 香穂ちゃん
(和紘)



佐藤 恵悟くん
(貴也)



山本 葉月ちゃん
(健治)



木幡 蓮之亮くん
(友哉)



木村 俐玖くん
(和也)



森重 快都くん
(秀之)



目黒 零也くん
(和希)



紫藤 伊織くん
(有策)



神野 冴由ちゃん
(徹)



羽石 啓人くん
(紀之)

★インファントマッサージ教室

オイルを使用したマッサージです。お母さんと赤ちゃんの絆を深めます。

申込締切は
4月15日

5月コース

全4回

★5月8日
★5月15日
★5月22日
★5月29日

対象 寝返り前の赤ちゃん
町内に住所のある方
……1,000円
その他…2,000円

料金
1回

母子健康センター からのお知らせ



母子健康センターでは、24時間電話相談を受け付けております。妊娠中から赤ちゃんの事など困った時は、いつでもご利用ください。



問合せ／母子健康センター
TEL 75-2262 FAX 75-0337

こころの健康相談

町民保健センターでは、
町民を対象に、臨床心理士による
「こころの健康相談」
を行っています。

こんなことで悩まれている方はいませんか？

- この頃気分が落ち込んで元気が出ない……
- 悩みを誰かに話したいけど、安心して話せない……
- 最近なぜか不安でたまらない……
- 家族や友人にこころの病気と言われたけど、本当に病気かな？
- 家族や職場の悩みを誰かに相談したい…… などなど

4月予定（予約が必要です。）

3日（木）13:00～17:00
10日（木）13:00～17:00
24日（木）13:00～17:00

相談は
無料
です

5月 8日（木）・14日（水）・22（木）
予定 13:00～17:00

誰かに話すことで気持ちが楽になったり、
考えが整理されたりすることがあるはずです。
お気軽にご相談ください。

■予約先・相談場所：町民保健センター
TEL 75-0359 担当：健康づくり担当

*すでに精神科・心療内科通院中の方は、主治医
の了解を得てからご予約ください。

体験運動教室のご案内

日々の食生活を栄養士とともに振り返り、運動インストラクターが個人に合った運動プログラムを提供いたします。

詳細は下記のとおりです。興味がある方はお問い合わせください。

■対 象：18歳～70歳未満の別海町民で医師に運動を禁止されていない方のうち、以下の①②いずれかに該当する方

①健康診断や病院受診の際に血液検査を受けたことがある方のうち平成26年4月1日～平成27年3月31日に健康診断や血液検査を受ける予定がある方

②BMI25以上でやせたい方 ※BMIの計算方法 BMI＝体重(kg)÷{身長(m)×身長(m)}

■場 所：別海町民保健センター

■定 員：限定5名（定員になり次第締切り） *4回すべての日程に参加できる方優先です。

■持ち物：上靴、汗をふくタオル、水分補給できる飲み物、血液検査の結果がわかるもの

■申込み期間：4月7日(月)～4月11日(金)



日 程	内 容
第1回目 4月21日(月) 13:00～15:00	①身体計測（身長・体重・腹囲・体脂肪率）、血圧測定 ②運動実技指導
第2回目 4月28日(月) 13:00～15:00	●姿勢改善 ●バランスボールを使った運動 ●生涯運動&ケア方法 ●踏み台昇降などの有酸素運動 ●脂肪燃焼させるための筋力トレーニング など
第3回目 5月12日(月) 13:00～15:00	③個別指導 ●目標設定（第1回目） 例：糖尿病予備軍から脱出したい、体重を3kg減らしたい
第4回目 5月19日(月) 13:00～15:00	●食日誌をつけてきてもらい、管理栄養士と食事についての相談（第1・3回目のみ） ●運動インストラクターによる、自宅でできる運動メニュー作成 など

【申込み・問合せ】 町民保健センター TEL 0153-75-0359 FAX 0153-75-0337

平成26年度 こどもの「定期予防接種」



別海町では、予防接種法に基づき病気の発生やまん延を防ぐため予防接種を実施しています。望ましい接種年齢(病気にかかりやすい年齢を考慮して定められた期間)に達したら、早めに予防接種を受けましょう。

定期接種

ワクチン名	接種回数	接種対象者
BCG (結核)	1回	生後5～8か月未満を標準的な接種期間とします。 生後1歳に至るまでが対象です。
四種混合 (DPT-IPV) (ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ)	1期	生後3か月～7歳6か月に至るまでが対象です。 (四種混合ワクチンを接種したお子様は、三種混合ワクチン及びポリオワクチンの接種は不要です。)
三種混合 (DPT) (ジフテリア・百日咳・破傷風)	1期	
ポリオ (IPV)		
二種混合 (DT) (ジフテリア・破傷風)	2期	1回 対象者は、平成14年4月2日から平成15年4月1日生まれの小学6年生に相当する方です。学校を通じて連絡いたします。
麻しん風しん混合 (MR)	1期	1回 1歳の誕生日がきたら、なるべく早めに接種しましょう。生後2歳に至るまでが対象です。
	2期	1回 対象者は、平成20年4月2日から平成21年4月1日生まれの小学校就学前の方です。(6歳の誕生日に関係なく4月1日から接種できます。)
水痘 (水ぼうそう)		現在、任意ワクチンですが、平成26年度中に定期接種化される予定です。 接種対象者など決まり次第、「広報別海」「別海町役場ホームページ」等でお知らせいたします。
ヒブ (Hib) ★接種開始月齢によって接種回数が異なります。	1～4回	生後2か月～5歳に至るまでが対象です。
小児用肺炎球菌 ★接種開始月齢によって接種回数が異なります。	1～4回	生後2か月～5歳に至るまでが対象です。
子宮頸がん ★現在、子宮頸がん予防ワクチンの接種を積極的にお勧めはしていません。接種に当たっては、有効性とリスクを理解した上で受けてください。 (H25.6.14厚生労働省通知)	3回	対象者は、平成10年4月2日から平成15年4月1日生まれの小学6年生から高校1年生に相当する女子です。標準的な接種は中学1年生になります。(これまでに、ワクチンを接種し完了している方は、対象外です。)

予防接種を受ける前には、保健センターで配布している「予防接種と子どもの健康」を必ず読みましょう。

予防接種が受けられる医療機関

※ 接種費用は、**無料**(町負担)です。
(定められた期間を過ぎると有料になります。)

病院名	接種日・受付時間			定期のワクチン								備 考	
				BCG	四種混合	三種混合	ポリオ	麻しん風しん	水痘	ヒブ	肺炎球菌		子宮頸がん
町立別海病院 (電話75-2311)	小児科	火曜日 12:30～15:00	予約	●	●	—	—	—	※定期接種化予定	—	—	—	予約制で任意ワクチンの接種ができます。 水痘(※)・おたふくかぜ・ロタウイルス・日本脳炎
		木曜日 12:30～15:00		—	—	●	●	●		●	●	—	
	内科	月～金 16:00～	予約	—	—	—	—	—		—	—	●	基本は、4価ワクチンの接種になります。
西春別駅前診療所 (電話77-2350)	火・水・木 13:30～14:00		—	●	●	●	●	●		●	●	—	
尾岱沼診療所 (電話86-2625)	月～金 13:30～15:00		予約	—	—	●	—	●		●	●	—	—

母子手帳・保険証は必ずご持参ください。(持参されない場合は、予防接種を受けられません。)

予防接種後 健康被害 救済制度

予防接種は感染症を防ぐために重要なものですが、極めてまれに健康被害の発生がみられます。定期の予防接種による健康被害が発生した場合には、救済給付を行うための制度がありますので、保健センターにご相談ください。



定期の予防接種

詳しくは、町民保健センターで配布している「平成26年度こどもの定期の予防接種」をご覧ください。詳しくは、医療機関にご相談ください。(ホームページからもご覧いただけます。)

平成26年度

各種健康診査等のお知らせ

平成26年度の各種健康診査等を下記のとおり予定しています。

昨年受診された方には（子宮・乳がん以外）問診票の発送を行います。不要な方はご一報ください。

（特定健診は別海町国民健康保険加入者を対象としています。）

レディースデイ健診は申込みが必要です。申込み期間は、4月1日(火)10時～9月12日(金)17時 まで（ただし、定員になり次第締切り）です。

【日程・会場】

※●のついている項目が受けられます。

※日程①・②・③で、発送する問診票・便キットなどが異なります。問診票等がお手元に届いた後で、「日程①の日にちから日程②の日にちに変えたい」等の希望がある場合はご連絡ください。

	月 日	曜 日	会 場	時 間	特定・若者健診	胃 が ん	肺がん・結核	大腸がん	子宮・乳がん	肝炎ウイルス	エキノコックス			
日程①	4月16日	水	西 春 別 み ら い 館	6:00～11:00	●	●	●	●	－	●	●			
	4月17～19日	木～土	西春別ふれあいセンター											
	4月20日	日	床 丹 地 域 会 館											
	5月7日	水	中西別ふれあいセンター	6:00～11:00	●	●	●	●	－	●	●			
	5月8日	木	上春別地域センター											
	5月9・10日	金・土	中 春 別 福 祉 館											
	5月11日	日	走古丹地域防災センター	6:00～10:00	●	●	●	●	－	●	●			
	5月12日	月	上風連地域センター	6:00～11:00										
	6月14日	土	別海町民保健センター	17:30～19:30										
	6月15～19日	日～木		6:00～11:00	●	－	●	●	－	●	●			
	7月18日	金	尾 岱 沼 き ら く る	16:00～18:00	●	－	●	●	●	－	●	●		
	7月19・20日	土・日		6:00～11:00										
7月21日	月(祝)	本別海地域センター	6:00～10:00											
日程②	7月30日～8月1日	水～金	別海町民保健センター	6:00～11:00	●	●	●	●	－	●	●			
	8月7～8日	木～金	JA道東あさひ 上春別											
	8月19～20日	火～水	JA道東あさひ 西春別											
	8月26～27日	火～水	J A 中 春 別											
	8月28～29日	木～金	J A 計 根 別											
日程③ (原則時間指定不可)	レディースデイ健診 (完全予約)	10月24～26日	金～日	別海町民保健センター	6:00～11:00 13:00～16:00	●	●	●	●	●	●	●		
		11月28日	金	別海町民保健センター	7:00～11:00 13:00～15:00	－	－	－			●	●	－	－
		11月29日	土	西春別ふれあいセンター	8:00～12:30 14:30～16:30	－	－	－			－	－	－	－

健診項目	目 的 ・ 内 容	参考料金 (25年度自己負担)
特 定 健 康 診 査 (別海町国民健康 保険加入者対象)	40歳～74歳の方の生活習慣病を予防する健診です！ 【対象】 別海町国民健康保険加入者 生年月日 <u>昭和15年4月1日</u> ～ <u>昭和50年3月31日生</u> (ただし、年度内に75歳になる方でも健診当日74歳であれば受けられます。) 【内容】 体格・血圧・尿・心電図・眼底検査・医師診察・血液検査	2,000円
胃 が ん 検 診	【対象】 30歳以上 (<u>昭和60年3月31日</u> 以前生) 【内容】 胃バリウムエックス線撮影	1,200円 70歳以上 600円
肺がん・結核検診 かくたん (喀痰検診)	【対象】 30歳以上 (<u>昭和60年3月31日</u> 以前生) 【内容】 肺エックス線撮影 (喀痰検診：高リスク者(ヘビースモーカー・血痰等)に希望でレントゲンだけではわかりにくいがんをみつけるため、喀痰細胞診3日法を行います。検診当日に説明し容器を渡すので後日提出となります。)	200円 (喀痰 600円) 70歳以上 100円 (70歳以上喀痰 300円)
大 腸 が ん 検 診	【対象】 30歳以上 (<u>昭和60年3月31日</u> 以前生) 【内容】 便潜血2日法 (便を2日間容器に少量採りその中の血液反応をみます)	500円 70歳以上 250円
若 者 健 診	【対象】 <u>19～39歳</u> (<u>昭和50年4月1日</u> ～ <u>平成8年3月31日生</u>) 【内容】 特定健診の内容から眼底検査を除いたもの。	2,000円
子宮頸がん検診	【対象】 20歳以上 (<u>平成7年3月31日</u> 以前生) で昨年度未受診の方 【内容】 子宮頸部細胞診	1,000円 70歳以上 500円
乳 が ん 検 診	【対象】 40歳以上 (<u>昭和50年3月31日</u> 以前生) で昨年度未受診の方 【内容】 視触診・乳房エックス線撮影	40～49歳 1,800円 50～69歳 1,500円 70歳以上 750円
肝炎ウイルス検査	【対象】 40歳以上 (<u>昭和50年3月31日</u> 以前生) で過去に検査を受けたことの無い方 【内容】 血液検査	B型肝炎 180円 C型肝炎 380円
エキノコックス検査	【対象】 過去5年間でエキノコックス検査をしていない方 【内容】 血液検査	無 料

★金額はあくまでも現時点での参考です。後日送付案内される書類等でご確認ください。

★従来行ってきた結核検診は肺がん検診のレントゲン撮影の中に組み込んだの実施となります。肺がん検診をお受けください。

★オプション検査について、PSA（前立腺がん）検査・子宮頸がん検診に併せての子宮頸部エコーが受けられます。希望される方は当日会場にてお申込みください。

★生活保護受給の方に健診料金の全額助成を行っています。希望される方は、必ず事前に保健センターへ直接または電話でお申込みのうえ、生活保護受給の方であることをお申し出ください。当日、会場での申し出は受けられません。

レディースデイ健診は、申込みが必要です!!

申込み先 電話75-0359 FAX75-0337 Eメールhoken@betsukai.jp

※原則時間の希望は受けられません。

※FAX・Eメールで申込まれた方へは2日以内（土・日・祝日を除く）に受付確認の返信を行います。返信のない方は保健センターにお問合せください。

■**申込期間：4月1日(火)10時～9月12日(金)17時まで**（ただし、定員になり次第締切ります。）

**子宮頸がん
乳がん検診
も受診できます。**

**女性限定
完全予約制!!**

申込みFAX用紙

別海町民保健センター：FAX 0153-75-0337 ※コピーしてFAXしてください。

受けるものに○	名 前	住 所	生年月日	電 話 ・ F A X	健 診 希 望 日
子宮・乳・胃・肺・大腸 特定・若者・肝炎		〒 - 別海町	T・S・H 年 月 日	電話 FAX	月 日
子宮・乳・胃・肺・大腸 特定・若者・肝炎		〒 - 別海町	T・S・H 年 月 日	電話 FAX	月 日

*レディースデイ健診は完全予約制です。申込み後に変更される際は早めにご連絡ください。

*以下の太枠内はこちらでFAXを返信する際に使用しますので、何も書き込まないでください

受 付 日	月 日	上記の内容で申込みを承りました。
-------	-----	------------------

4月の診療案内

受付時間(午前)8:15 ~ 11:00
(午後)0:30 ~ 3:00
診療開始(午前)9:00 ~
(午後)1:30 ~

病院敷地内は
全て禁煙です。

町立別海病院
☎(代表)75-2311
<http://betsukai.jp/blog/bhp/>



診療科目	診療時間	月	火	水	木	金	備 考
内 科 院長 西村 進 名誉院長 今村 洋 内科医長 鈴木 英雄 内科医長 宮西 秀二	午 前	今 村 西 村	西 村 鈴 木	今 村 西 村	西 村 鈴 木	今 村 鈴 木	- 血液・免疫・リウマチ外来(金曜午後:西村院長)を実施しております。予約制となりますので、詳しくはお問い合わせください。 - 禁煙外来は<u>毎週水曜日午前となっております。</u>
	午 後	鈴 木	鈴 木	宮 西	今 村	宮 西 西村(予約制)	
	夜間診療	—	—	今 村	—	—	
外 科 外科医長 中島 太 外科医長 山田 能之 医 師 林 雄三	午 前	林 (整形外来) 山 田 (外科外来)	山 田 (外科外来)	中 島 (外科外来)	林 (整形外来) 中 島 (外科外来)	中 島 (外科外来)	- 木曜日午後は手術日とし、外来診療を休診といたしますので、お知らせいたします。また、その他の診療日についても、手術が入ると休診または診療体制変更の可能性がありますので、予めご了承ください。 - 肛門外来(月曜午後、火曜午前、金曜午後)を実施しております。
	午 後	中 島 山 田 (外科外来)	北 山 (整形外来)	甲 斐 (整形外来)	手術日	山 田 (外科外来)	
	夜間診療	—	—	—	—	—	
産 婦 人 科 副 院 長 山内 修	午 前	山 内	山 内	山 内	山 内	山 内	午後の診察については、検査が入るとお待たせする場合がありますのでご了承ください。
	午 後	山 内	—	—	山 内	—	
小 児 科 小児科医長 木田 和宏	午 前	木 田	木 田	木 田	木 田	木 田	- 火曜日午後は予約制の予防接種日となっております。 ※予約が必要な予防接種 BCG、ロタウイルスワクチン、水痘ワクチン、おたふくワクチン、4種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・ポリオ)
	午 後	木 田	(予約制) 予防接種	木 田	予防接種	木 田	
精神科・心療内科 医 師 浮田 充	午 前	—	浮 田	—	浮 田	—	※予約制です。受診については、お問い合わせください。 29日(火)は祝日のため休診とし、5月2日(金)に診療を行います。
	午 後	—	浮 田	浮 田	浮 田	—	
	夜間診療	—	—	浮 田	—	—	

※医師出張等による予定変更につきましては、病院ホームページに随時掲載しております。

●出張医による診療科

診 療 科	日付	時間	担当医師
皮膚科	11日(金)	午前 午後	堀本 浩平 医師 (札幌医大)
	25日(金)	午前 午後	箴井 泰江 医師 (札幌医大)
耳鼻いんこう科	7日(月)	午前 午後	高野 賢一 医師 (札幌医大)
	8日(火)	午前	—
	21日(月)	午前 午後	大國 毅 医師 (札幌医大)
	22日(火)	午前	—
神経内科	24日(木)	午後	舘 延忠 医師 (札幌医大)

※出張医による診療科は、天候・交通機関等の都合により休診および時間変更となる場合がありますので、予めご了承ください。

尾岱沼診療所休診日のお知らせ

4月16日(水)午後4時から4月17日(木)全日、尾岱沼診療所を休診といたします。

地域医療情報ネットワーク「メディネットたんちよう」運用開始について

釧路根室管内の10病院(下記参照)が情報開示病院となり、地域医療情報ネットワークを構築し、受診者の診療情報の共有化を図る事業が4月からスタートします。

受診者ご本人の同意に基づき、診療情報を共有化することで、診断精度の向上、判断の迅速化、重複検査の抑制につながる事が期待されます。

本事業の詳細をお知りになりたい場合は、別海病院事務課(電話0153-75-2311)までお問い合わせください。

【情報開示病院】

市立釧路総合病院、釧路労災病院、釧路赤十字病院、釧路孝仁会記念病院、釧路協立病院、中標津病院、別海病院、市立根室病院、標津病院、らうす国保診療所

べつかい
歳時記
さえずり
囀や窓少し開け朝厨
佐々木 哲子
驚か、雲雀か。朝食の支度中すがすがしい空気と一緒に
小鳥の声がとびこんで来る。
囀は春の季語。
今西 青峰

人の動き
平成26年2月28日現在()は前月比
人口 / 15,736(- 14)
男 / 7,900(- 13)
女 / 7,836(- 1)
世帯数 / 6,335(- 3)
外国人 / 183(+ 3)
出生 14 死亡 18 転入 43 転出 54
その他 -4

交通事故発生状況
()は平成26年1月からの累計
発生 1件(1)
死者 0人(0)
負傷者 1人(1)

火災と救急 平成26年 2月28日現在
()は平成26年1月からの累計
火災 1件(3)
[死者 0件(0)]
救急 47件(103)
救助 3件(4)
ドクターヘリ搬送 4件(6)

転倒について
若年より高齢の方が重症になる傾向があります。比較的軽症として打撲やねんざ、肉離れ等があり、重症として骨折、靱帯の断裂、肝臓や腎臓など臓器の損傷に至る場合もあり、注意が必要です。
この時期、路面の凍結もあり転倒する危険性が高いので外出する際には足元に気をつけてお出かけ下さい。
(別海消防署 救急係 75-0366)

地域情報カレンダー

(3月26日現在)

日	曜日	イベント内容
4/9	水	優良運転者免許更新時講習 交流館ぷらと 13:30~ ※受講の際は、事前に中標津警察署で更新手続きが終了していなければ、受講できません。
5/14	水	優良運転者免許更新時講習 交流館ぷらと 13:30~ ※受講の際は、事前に中標津警察署で更新手続きが終了していなければ、受講できません。

社会保険事務 相談所開設
4月8日(火) 12:00~17:00 4月9日(水) 9:00~15:00
5月13日(火) 12:00~17:00 5月14日(水) 9:00~15:00 中標津町役場 会議室
※完全予約制となり、事前の予約が必要です。 予約先/釧路年金事務所 TEL0154-61-6000

お誕生・ご結婚

※戸籍届出時に窓口で承諾された方々のみ掲載しています

2月28日
届出分まで

お誕生おめでとう

氏名	保護者	住所
加藤 真衣 (ま い) ちゃん	女 知 有 (別 海)	
桐島 蒼叶 (あ お と) ちゃん	男 広 樹 (別 海)	
蛭田 麻結 (ま ゆ) ちゃん	女 健太郎 (本 別)	
上林 玉乃 (た ま の) ちゃん	女 貴 人 (尾 岱 沼)	
島崎 花菜 (は な) ちゃん	女 広 平 (泉 川)	
柿崎 紡希 (つ む ぎ) ちゃん	女 竜二郎 (別 海)	
東狐 あん (あ ん) ちゃん	女 潤 平 (床 丹)	
高橋 芯大 (し ん た) ちゃん	男 正 明 (中 西 別)	
薦田 冬華 (ふ ゆ か) ちゃん	女 章 二 (別 海)	
金本 紗希 (さ き) ちゃん	女 徹 也 (西春別駅前)	
山本 心菜 (こ こ な) ちゃん	女 知 範 (中 春 別)	
宇居 花凜 (か り ん) ちゃん	女 宏 明 (西 春 別)	

ご結婚おめでとう

氏名	住所
平沢 優作・木村 恵子さん (奥 行)	

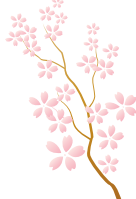


寄付 ありがとう
ございました
干場 悟さん (本別海)

4月1日より、消費税が8%になります。

あなたの医療・年金・介護・子育てを守るため、消費税のご負担をお願いします。
今回の消費税率引上げ分は全て医療・年金などにあてられます。

▼東日本大震災から3年が過ぎました。テレビや新聞では多くの特集が組まれ、震災復興の「今」を目にすると、仙台市で被災した友人と南三陸町に住む友人の家族を被災者名簿から探した数週間を思い出します。春は別れと出合いの季節と言いますが、卒業式や入学式は幸せな日常の一過程です。避けることが難しい震災という別れを思い出し、これまで以上に防災・減災の意識を新たにするとともに、お亡くなりになられた方々やそのご家族、被災された皆様に改めてお見舞い申し上げます。
(大型メガネ2号)



コーヒープレイク